

第十五回国会 衆議院 農林委員会 議録 第二十七号

昭和二十八年三月五日(木曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 坂田 英一君

理事青木 正君 理事平川 篤雄君

理事井上 良二君

秋山 利恭君 大島 秀一君

高見 三郎君 中馬 辰猪君

寺島隆太郎君 原 健三郎君

松野 頼三君 金子與重郎君

高倉 定助君 高瀬 傳君

川俣 清吉君 中澤 茂一君

芳賀 貢君 山本 幸一君

中村 英男君

出席國務大臣

農林大臣 田子 一民君

出席政府委員

農林事務官 渡部 伍良君

(大臣官房長)

農林事務官 小倉 武一君

林經濟局長

農林事務官 長谷川 清君

(畜産局長)

委員外の出席者

農林政務次官 篠田 弘作君

農林事務官(農林

經濟局金融課長)

林田悠紀夫君

農林事務官(畜

産局飼料課長)

花園 一郎君

專門員 離波 理平君

專門員 岩隈 博君

專門員 藤井 信君

三月二日

委員木村文男君辭任につき、その補

欠として佐藤榮作君が議長の名で

委員に選任された。

第一類第九号

農林委員会議録第二十七号

昭和二十八年三月五日

三月三日

肥料供給安定法案(井上良二君外五

十九名提出、衆法第三九号)

飼料の品質改善に関する法律案(中

馬辰猪君外二十四名提出、衆法第四

二二号)

農業委員会法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一五〇号)

農業協同組合法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一五一号)

同日二日

政府の、粉買上げ反対に関する請

願(辻寛一君紹介)(第三三二九号)

サイロ並びにたい肥舎設置費国库

補助に関する請願(小山長規君紹介)

(第三三三〇号)

統安の国内消費価格引上げ反対に關

する請願(大石ヨシエ君紹介)(第三

三三一一号)

同(大石ヨシエ君紹介)(第三三七二

号)

国有林野松下げに関する請願(永田

良吉君外二名紹介)(第三三三二二号)

竹野郡を海岸砂地地帯として指定

の請願(大石ヨシエ君紹介)(第三三

三八号)

鹿屋市に特殊農業試験場設置に關

する請願(永田良吉君紹介)(第三三七

一号)

の審査を本委員会に付託された。

同日三日

蚕糸業法改悪反対に関する陳情書

(全国販売農業協同組合連合会田谷

充実)(第一六四九号)

昭和二十七年産でん粉の政府買上わ

り上げの陳情書外一件(鳥取県知

事西尾愛治外一名)(第一六五〇号)

海岸砂地地帯農業振興対策に関する

陳情書(山形県知事村山道雄外一名)

(第一六五二二号)

急傾斜地帯農業振興に関する陳情書

急傾斜地帯農業振興に関する陳情書

(農林省管内急傾斜地帯農業振興対策

審議会会長久松定武)(第一六五三

号)

急傾斜地帯農業振興臨時措置法指定

地域へ編入に関する陳情書(山形県

知事村山道雄外一名)(第一六五四

号)

国有林野整備臨時措置に関する陳情

書(山形県知事村山道雄外一名)(第

一六五五号)

民有林道開設に要する昭和二十八年

度予算増額に関する陳情書(岡山県

邑久郡美和村長山崎金三郎外一名)

(第一六五六号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

農業委員会法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一五〇号)

農業協同組合法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一五一号)

飼料の品質改善に関する法律案(中

馬辰猪君外二十四名提出、衆法第四

二二号)

○坂田委員長 これより会議を開きま

す。

この際新任の農林大臣及び農林政務

次官よりごあいさつをいたしましたの

申出があります。これを許します。田

子農林大臣。

○田子國務大臣 委員長のお許しを得

まして、ごあいさつを申し上げます。

去る三日農林大臣の命を拝しまし

た。かかる重要な地位を与えられま

しても、元来何らの素養もなく、はな

はだ忸怩たるものがござります。しか

し現在の国会法を見ますと、委員会

は議会の運営の中心をなしまして、立法

事務には最も力強く進んでおるよう

に存ぜられます。委員各位にはこの道の

練達堪能の方々が御集りになりまし

て、この御指導、この御意見に従つ

て、わが国の農政、農業問題等の解決

に当りますれば、もつて農民、漁民そ

の他この種の人々の要望にこたえ得る

ものと考えます。何とぞ御支援、御鞭

撻、ことに御高教を拝する機会の多い

ことをお祈りする次第であります。こ

こにまことを捧げてございます。いたし

ます。(拍手)

○篠田説明員 はからず農林政務次

官を拝命いたしました。御承知の通

りまつたこのずぶのしろうとでありま

す。皆様方から御指導を受けまして、

その職責を全うしたいと思っております。

ただ日本の農業問題に対する熱意

だけは、皆様同様非常に盛んなものが

あると確信しております。温厚練達な

る大臣のもとに、まず一年生として修

業を兼ね、皆様方の御指導と御厚情に

よつて職責を全うしたいと考えており

ます。どうかよろしくお願します。

(拍手)

○坂田委員長 それでは、去る三月三

日本委員会に付託になりました、内閣

提出農業委員会法の一部を改正する法

律案、及び農業協同組合法の一部を

改正する法律案の両案を議題とし審査

を進めたいと思いますが、御異議あり

ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂田委員長 御異議なしと認めま

す。それではただいまの両案を一括議

題いたします。まず両案の趣旨につ

いて政府の説明を求めます。農林大

臣。

農業委員会法の一部を改正する法

律案

農業委員会法の一部を改正する

法律

農業委員会法(昭和二十六年法律

第八十八号)の一部を次のように改

正する。

題名及び目次を次のように改め

る。

農業委員会等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 農業委員会(第三条―第

三十五條)

第三章 都道府県農業委員会(第

三十六條―第五十五

條)

第四章 全国農業委員会(第

五十六條―第九十條)

第五章 罰則(第九十一條―第九

十四條)

附則

本則(第三章を除く。中)市町村農

業委員会を「農業委員会」に改め

る。

附則

本則(第三章を除く。中)市町村農

業委員会を「農業委員会」に改め

る。

附則

本則(第三章を除く。中)市町村農

業委員会を「農業委員会」に改め

る。

附則

本則(第三章を除く。中)市町村農

業委員会を「農業委員会」に改め

る。

附則

本則(第三章を除く。中)市町村農

業委員会を「農業委員会」に改め

る。

附則

本則(第三章を除く。中)市町村農

業委員会を「農業委員会」に改め

る。

附則

本則(第三章を除く。中)市町村農

第一条及び第二条を次のように改め、第三条を削る。

(この法律の目的)

第一条 この法律は、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するため、農業委員会、都道府県農業委員会及び全国農業委員会等について、その組織及び運営を定めることを目的とする。

(経費の負担及び補助)

第二条 国は、毎年度予算の範囲内において、左に掲げる経費を負担する。

一 農業委員会の委員及び書記に要する経費

二 都道府県農業委員会の職員及び書記に要する都道府県農業委員会会議の経費

2 国は、毎年度予算の範囲内において、農業委員会の技術員の設置に要する市町村の経費の二分の一以内を補助する。

3 国は、毎年度予算の範囲内において、第四十条第二項の規定により都道府県農業委員会が行う業務に要する経費及び全国農業委員会等が行う業務に要する経費の一部を補助することができる。

第二章中第四条の前に次の一条を加える。

(設置)
第三条 市町村に農業委員会を置く。但し、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」という。)のない市町村には、農業委員会を置かない。

く大きい市町村その他特別の事情のある市町村にあつては、市町村長は、都道府県知事の承認を受け、場合により、当該市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、都道府県知事の承認を受けた場合に限る、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。

4 都道府県知事は、第二項の承認をしたときは当該市町村の名称並びに各農業委員会の名称及び区域を、前項の承認をしたときは当該市町村の名称を公告しなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の承認をしたときは当該市町村の名称並びに各農業委員会の名称及び区域を、前項の承認をしたときは当該市町村の名称を公告しなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の承認をしたときは当該市町村の名称並びに各農業委員会の名称及び区域を、前項の承認をしたときは当該市町村の名称を公告しなければならない。

よりその所掌に属させた事項を処理する。

第六条に次の一項を加える。

5 農業委員会は、その技術員により、前項各号に掲げる事項に係る事業につき、都道府県の改良普及員、農業協同組合その他これらの事業を行う者に協力するものとする。

第七条中「委員」を「選挙による委員」に、「十五人とする」を「十人から十五人までの間で条例で定める」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行ふことができない。

第八条第一項中「市町村」を「農業委員会」に、「委員」を「選挙による委員」に、同条第四項及び第五項中「委員の候補者」を「選挙による委員の候補者」に改め、同条第五項中「裁判官」の下に「検察官」を加える。

第九条中「委員」を「選挙による委員」に改める。

第十条第一項中「市町村農業委員会選挙人名簿」を「農業委員会委員選挙人名簿」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(選挙の単位)
第十条の二 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

第十一条(表を除く)中「第十一条第一項」を「第十一条」に、「第三百三十二条から第三百三十七条まで、第三百三十八条(選挙事務所等の設置の制限、選挙事務関係者等の選挙運動の禁止、戸別訪問)」を「第三百三十二条

(選挙当日の選挙事務所等の制限)、第三百三十四条から第三百三十七条まで(選挙事務所等の閉鎖命令、選挙事務関係者等の選挙運動の禁止)、第三百三十八条(戸別訪問)」に改め、第三百三十八条(選挙期日後のあいさつ行為の制限)を削り、「第二百四十四条、第二百四十六条」を「第二百四十四条第一号から第五号の三まで、第七号及び第八号、第二百四十五

第十一條第一項第三号 法律

第十八号)を 第十一條第二項

法律(昭和二十六年法律第八十八号)

法律第十一條において準用する第二百五十二條

第一項を「農業委員会等に関する法律第十四条第一項に、農業委員会法第十四条を農業委員会等に関する法律第十四条に、農業委員会法第八條第四項を農業委員会等に関する法律第八條第四項に、農業委員会法第十一條を農業委員会等に関する法律第十一條に改め、(第二百四十五條の罪を除く)を削り、(第十六章(農業委員会法その他の法律において準用する場合を含む。))に掲げる罪を、農業委員会等に関する法律第十一條において準用する第十六章に掲げる罪(第二百四十四條(選挙事務所の制限違反)及び第二百四十二條(選挙事務所設置の届出違反)の罪を除く)に、(委員の選挙)を選挙による委員の選挙に改める。

条」に、「及び第二百五十三條第一項」を「並びに第二百五十三條第一項」に、「(罰則)」を「罰則」、第二百七十七條の二(選挙に関する届出等の時間)に、「委員の選挙」を「選挙による委員の選挙」に改め、「この場合において、この下に、これらの規定中「公職の候補者」とあるのは「農業委員会等に関する委員の候補者」と読み替え」を加え、同条の表中

農業委員会法(昭和二十六年法律第八十八号)

この法律 農業委員会等に関する法律

第二百五十二條 農業委員会等に関する法律

に、同表下欄中「農業委員会法第十條

第十二條を次のように改める。

(選任による委員)

第十二條 市町村長は、左に掲げる者を委員として選任しなければならない。

一 省令で定める農業協同組合又は農業共済組合の推薦した当該農業協同組合又は農業共済組合の理事二人以内

二 当該市町村の議会の推薦した農業委員会の所掌に属する事項について学識経験を有する者三人以内

2 前項の規定により市町村長が選任する委員の総数は、当該農業委員会委員の選挙による委員の定数の三分の一をこえることができない。

第十三条中「農業委員会法第十一
条を農業委員会等に関する法律第
十一条に、農業委員会法第三十九
条を農業委員会等に関する法律第
二十四条に改める。

第十四条第四項但書中「委員」を
「選挙による委員」に、同条第六項中
「農業委員会法第十四条を農業委
員会等に関する法律第十四条に改
める。

第十五条第一項中「二年」を「三
年に改め、同条に次の一項を加え
る。

第十二条第一項第一号の規定に
より選任された委員は、当該委員
を推薦した団体の理事でなくなつ
たときは、前項の規定にかかわら
ず、その職を失う。

第十七条第一項中「会長」を「こ
れを推薦した団体又は議会」に改
め、同条第二項を削る。

第十九条第二項を削る。

第二十条の見出しを「書記及び技
術員」に、同条第一項中「書記を置
く」を「書記及び技術員を置くもの
とする」に改め、同条第二項及び第
三項中「書記」の下に「及び技術員」を
加え、同条第三項に次の但書を加え
る。

但し、政令で定める資格を有す
る者でなければ、技術員に任命す
ることができない。

第二十条に次の一項を加える。
5 技術員は、会長の指揮を受け、
委員会の技術に従事する。

第三章を削る。
第三十六条の前の「第四章 会議」
を削り、第三十六条第一項中「又は
都道府県農業委員会以下「委員会」

という。」を削り、同項中「委員」を
「選挙による委員」に改め、同条を第
二十一一条とし、第三十七條第一項中
「委員会」を「農業委員会」に、「選挙
による委員」を「委員」に改め、同条
第二項中「第六條第一項の下に「又
は第二項」を加え、同条を第二十二
条とし、第三十八條中「委員会」を
「農業委員会」に改め、同条を第二十
三条とし、第三十九條中「委員会」を
「農業委員会」に、「第三十七條」を
「第二十二條第一項」に改め、同条を
第二十四條とし、第四十條（見出し
を含む）中「委員会」を「農業委員会」
に、「第一項又は第二項」を「第一項
から第三項まで」に改め、同条を第
二十五條とし、第四十一條中「委員
会」を「農業委員会」に改め、同条を
第二十六條とし、第四十二條を第二
十七條とし、第四十三條中「委員会」
を「農業委員会」に改め、同条を第二
十八條とする。

第四十四條の前の「第五章 雜則」
を削り、第四十四條を削り、第四十
五條第一項中「委員会」を「農業委員
会」に、「若しくは書記」を「書記若
しくは技術員」に、同条第二項中「又
は書記」を「書記又は技術員」に、
同条第四項中「委員会」を「農業委員
会」に改め、同条を第二十九條とし、
第四十六條中「委員会」を「農業
委員会」に、「及び書記」を「書記及
び技術員」に改め、同条を第三十條
とし、第四十七條中「委員会」を「農
業委員会」に改め、同条を第三十一
条とし、第四十八條第一項中「委員
会」を「農業委員会」に改め、同条第
二項中「都道府県農業委員会」の議を
経て」を削り、同条第三項及び第

五項を削り、第四項中「前二項」を
「前項」に改め、同項を第三項とし、
同条を第三十二條とし、第四十九條
中「委員会」を「農業委員会」に改め、
同条を第三十三條とし、第五十條第一
項中「新たに設置された市町村」の下
に「に置かれる農業委員会を加え、
同条を第三十四條とし、第五十一
条中「地方自治法第五十五條第二
項（を設ける市）の市にあつては区
に、」を削り、同条を第三十五條とす
る。

改正後の第三十五條の次に次の三
章を加える。

第三章 都道府県農業委員会
議

（法人格）
第三十六條 都道府県農業委員会
は、法人とする。

（地区）
第三十七條 都道府県農業委員会
の地区は、都道府県の区域とする。

（住所）
第三十八條 都道府県農業委員会
の住所は、その主たる事務所の所
在地にあるものとする。

（名称）
第三十九條 都道府県農業委員会
でない者は、都道府県農業委員会
議という名称又はこれに類する名
称を用いてはならない。

（業務）
第四十條 都道府県農業委員会
は、農地法、食糧管理法第三條の
規定に基づく政令その他の法令によ
りその所掌に属させた事項を行
う。

2 都道府県農業委員会は、左に
掲げる業務を行うことができる。

一 農業及び農民に關し、意見を
公表し、行政庁に建議し、又は
その諮問に應じて答申するこ
と。

二 農業及び農民に關する啓蒙、
及び宣伝を行うこと。

三 農業及び農民に關する調査及
び研究を行うこと。

四 農業委員会の委員等の講習及
び研修を行うこと。

五 前各号の業務に附帶する業
務。

（會議員）
第四十一條 都道府県農業委員会
は、會議員をもつて構成する。

2 左に掲げる者は、會議員とす
る。

一 都道府県知事が当該都道府県
の区域を十から十五までの区域
に分けて定める区域ごとに招集
した第五十五條第一項の代表者
會議において互選された者各一
人

二 都道府県農業協同組合中央会
が本人の同意を得て推薦したそ
の会頭、副会頭又は理事のうち
一人

三 都道府県農業共済組合連合会
が本人の同意を得て推薦したそ
の理事一人

四 省令で定める農業協同組合
及び農業協同組合連合会の理
事並びに農業に關し學識経験を
有する者のうちから三人以内で
会長が本人の同意を得て指名し
た者

3 都道府県知事は、地理的狀況そ
の他特別の事情により、前項第一
号の規定によつて代表者會議を招

集すべき区域を定めることが適當
でないとき認めるときは、同号の規
定にかかわらず、農林大臣の認可
を受け、当該都道府県の区域を十
五をこえる区域に分けてその区域
を定めることができる。

4 都道府県知事は、第二項第一号
の区域を定め、又はこれを變更し
たときは、これを告示しなければ
ならない。

5 左に掲げる者は、第二項の規定
にかかわらず、會議員とならな
い。

一 禁治産者

二 禁以上の刑に処せられその
執行を終るまでの者

三 禁以上の刑に処せられその
執行を受けることがなくなるま
での者

（議決権及び選挙権）
第四十二條 會議員は、各、一個の
議決権並びに会長及び副会長の選
挙権を有する。

（會議員たる地位を失う場合）
第四十三條 會議員は、左に掲げる
場合には、會議員たる地位を失
う。

一 死亡したとき。

二 第四十一條第五項に掲げる者
に該当するに至つたとき。

三 第五十五條第一項第一号に掲
げる者が第四十一條第二項第一
号の規定により會議員となつた
場合において、その者が農業委
員会の委員たる身分を失つたと
き又はその者につきその者が會
議員となつた日の属する当該農
業委員会の選挙による委員の任
期が満了したとき。

三

四 第五十五条第一項第二号に掲げる者が第四十一条第二項第一号の規定により会議員となつた場合において、その者が当該団体の理事でなくなつたとき又はその者につきその者が会議員となつた日の属する当該団体の理事の任期が満了したとき。

五 第四十一条第二項第二号から第四号までの会議員が当該団体の理事（都道府県農業協同組合中央会にあつては、会頭、副会頭又は理事。以下この号において同様とする。）でなくなつたとき又はその者につきその者が会議員となつた日の属する当該団体の理事の任期が満了したとき。

六 第四十一条第二項第一号の会議員にあつては、その者を互選した代表者会議に係る区域につき変更があつたとき。

七 会議員を辞することについて他の会議員の過半数の同意を得たとき。

（費助員）
第四十四条 都道府県農業委員会議は、会則の定めるところにより、費助員を置くことができる。

（会則）
第四十五条 都道府県農業委員会議の会則には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所所在地
- 五 業務
- 六 会議員に関する規定
- 七 費助員に関する規定

八 会長及び副会長の定数、職務の分担及び選挙に関する規定

九 会議に関する規定

十 会計に関する規定

十一 公告の方法

十二 会則の変更は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（会長及び副会長）
第四十六条 都道府県農業委員会議に、役員として会長一人及び副会長二人以内を置く。

十三 会長及び副会長は、都道府県農業委員会議の会議において会議員が選挙する。但し、設立当時の会長及び副会長は、創立総会において会議員たる資格を有する者が選挙する。

十四 会長及び副会長は、会議員でなければならぬ。

十五 会長は、都道府県農業委員会議を代表し、会務を総理する。

十六 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故があるときは、会則の定めるところにより、その職務を代行する。

十七 会長及び副会長がともに欠けたとき又は事故があるときは、会議員のうちから互選した者がその職務を代行する。

十八 会長及び副会長の任期は、三年以内において会則で定める。但し、設立当時の会長及び副会長の任期は、一年以内において創立総会で定める。

十九 会長及び副会長は、相兼ねてはならない。

（会長及び副会長に関する民法の適用）
第四十七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項（法人の不法行為能力）の規定は、会長及び副会長について準用する。

（会議の招集）
第四十八条 都道府県農業委員会議の会議は、会長が招集する。

十九 会長は、会議員の三分の一以上の者から書面で会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の請求があつたときは、会議を招集しなければならない。

（会議の成立）
第四十九条 都道府県農業委員会議の会議は、会議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

（会議の議決事項）
第五十条 左に掲げる事項は、都道府県農業委員会議の議決を経なければならない。

一 第四十条第一項に規定する事項及び同条第二項第一号に掲げる事項

二 その他会則で定める事項

（議決の方法）
第五十一条 都道府県農業委員会議の会議の議事は、出席会議員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

二十 会則の変更は、前項の規定にかかわらず、会議員の三分の二以上の者が出席した会議において、出席会議員の三分の二以上の多数による議決によらなければならない。

（小作官等の会議への出席）
第五十二条 農林大臣又は都道府県知事は、小作官、小作主事その他の関係職員を都道府県農業委員会議の会議に出席させ、第四十条第一項の事項に関して意見を述べさせることができる。

（業務又は財産状況に関する報告の徴収）
第五十三条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県農業委員会議から業務又は財産の状況に関し報告を徴することができる。

（法令等の違反に対する措置）
第五十四条 都道府県知事は、前条の規定により報告を徴した場合において、当該都道府県農業委員会議の業務が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は会則に違反すると認めるときは、これに対し、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（代表者会議）
第五十五条 都道府県知事が都道府県農業委員会議に諮問した事項に関し、これに答申するため必要があると認めて当該都道府県農業委員会議から請求があつた場合には、都道府県知事は、その定める区域について、左に掲げる者からなる会議（以下「代表者会議」という。）を招集し、当該区域に係る当該事項に関して調査審議し、その意見を都道府県農業委員会議に答申すべきことを求めることができる。

一 当該区域内の農業委員会が委員各一人

二 省令で定める農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業共済組合の理事のうちから二人以内で都道府県知事が本人の同意を得て指名した者

三 都道府県知事は、第四十一条第二項第一号の規定により定められた区域に係る同号の会議員が欠けたとき又はその区域を変更したときは、当該区域につき代表者会議を招集しなければならない。

四 代表者会議の議長は、都道府県知事が、その職員又は前項に掲げる者のうちから指名する。

（法人格）
第五十六条 全国農業委員会議所は、法人とし、全国を通じて一個とする。

（住所）
第五十七条 全国農業委員会議所の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（名称）
第五十八条 全国農業委員会議所でない者は、全国農業委員会議所という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

（業務）
第五十九条 全国農業委員会議所は、左に掲げる業務を行うことができる。

一 農業及び農民に関し、意見を公表し、行政庁に建議し、又はその諮問に応じて答申すること。

二 農業及び農民に関する啓蒙、及び宣伝を行うこと。

三 農業及び農民に関する調査及び研究を行うこと。

四 都道府県農業委員会議の行う第四十条第二項の業務につき指導及び連絡を行うこと。

五 前各号に掲げるものの外、その目的を達成するため必要な業務。

(会員たる資格)

第六十条 全国農業委員会議所の会員たる資格を有する者は、左に掲げるものとする。

一 都道府県農業委員会議

二 全国農業協同組合中央会

三 全国の区域を地区とする農業協同組合連合会

四 前三号に掲げる者の外、農業の改良発達を図ることを目的とする法人であつて定款で定めるもの。

五 農業に關し學識経験を有する者であつて總會で指名したものの六 前各号に掲げる者の外、農業又はこれと密接な關係を有する事業を営む者であつて定款で定めるもの。

(議決権及び選舉權)

第六十一条 會員は、各、一個の議決権及び役員の選舉權を有する。但し、前条第六号に掲げる會員は議決権及び役員の選舉權を有しない。

2 會員は、定款の定めるところにより、あらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。

3 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、二以上の會員を代理することができない。

5 代理人は、代理權を証する書面を全国農業委員會議所に提出しなければならぬ。

(經費)

第六十二条 全国農業委員會議所は、定款の定めるところにより、會員に經費を賦課することができ

2 會員は、前項の經費の支払について、相殺をもつて全国農業委員會議所に対抗することができない。

(加入の自由)

第六十三条 會員たる資格を有する者が全国農業委員會議所に加入しようとするときは、全国農業委員會議所は、正当な事由がないのにその加入を拒んではならぬ。

(自由脱退)

第六十四条 會員は、六十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができ

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

(法定脱退)

第六十五条 會員は、左に掲げる事由によつて脱退する。

一 會員たる資格の喪失

二 解散又は死亡

三 除名

2 除名は、定款の定めるところにより、總會の議決によつてすることができ

をもつてその會員に対抗することができない。

(定款)

第六十六条 全国農業委員會議所の定款には、左に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 業務

五 會員たる資格並びに會員の加入及び脱退に関する規定

六 經費の賦課に関する規定

七 業務の執行及び會計に関する規定

八 役員の数、職務の分担及び選舉に関する規定

九 事業年度

十 公告の方法

(役員)

第六十七条 全国農業委員會議所に、役員として會長一人、副會長二人以内、理事十人以内及び監事三人以内を置く。

(役員の職務)

第六十八条 會長は、全国農業委員會議所を代表し、會務を總理する。

2 副會長は、定款の定めるところにより、全国農業委員會議所を代表し、會長を補佐して業務を掌理し、會長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代行する。

3 理事は、定款の定めるところにより、全国農業委員會議所を代表し、會長及び副會長を補佐して業務を掌理し、會長及び副會長がと

もに欠けたとき又は事故があるときは、會長の職務を代行する。

(役員の選任及び任期)

第六十九条 役員は、定款の定めるところにより、會員が總會において選舉する。但し、設立當時の役員は、創立總會において選舉する。

2 理事の定数の少くとも四分の三は、第六十条第一号から第四号までの會員の代表者又は同条第五号の會員でなければならない。

3 役員は、三年以内において定款で定める。但し、設立當時の役員は、一年以内において創立總會で定める。

(役員に關する民法の適用)

第七十条 會長、副會長、理事及び監事は、それぞれ相兼ねることができない。

(役員に關する民法の適用)

第七十一条 民法第四十四条(法人の不法行為能力)、第五十四条(代表權の制限)、第五十五条(代表權の委任)及び第五十九条(監事の職務)の規定は、役員について適用する。この場合において、「理事」とあるのは、「會長、副會長及び理事」と読み替へるものとする。

(總會の招集)

第七十二条 會長は、毎事業年度一回通常總會を招集しなければならない。

2 會長は、必要があると認めるときは、何時でも臨時總會を招集することができる。

3 會長は、會員の五分の一以上の者から書面で總會に付議すべき事項を示して總會を招集すべき旨の

請求があつたときは、總會を招集しなければならない。

(總會の成立)

第七十三条 總會は、會員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(總會の議決事項)

第七十四条 左に掲げる事項は、總會の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 毎事業年度の収支予算及び事業計画の決定及び変更

三 毎事業年度の収支決算及び事業報告書の承認

四 經費の賦課及び徴収の方法

五 その他定款で定める事項

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(總會の議事)

第七十五条 總會の議事は、この法律又は定款に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決權の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、總會において選任する。

3 議長は、會員として總會の議決に加はる權利を有しない。

(特別議決)

第七十六条 左に掲げる事項は、總會の三分の二以上の者が出席し、その議決權の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 會員の除名

三 解散

(總會に關する民法の適用)

第七十七条 民法第六十二条(總會

の招集)、第六十四条(総会の決議事項)及び第六十六条(表決権のない場合)の規定は、総会について準用する。この場合において、第六十二条中「五日前」とあるのは、「十日前」と読み替へるものとする。

(発起人)

第七十八条 全国農業委員会議所を設立するには、第六十条第一号に掲げる者少くとも十五人を含む会員たる資格を有する者二十人以上が発起人となることを必要とする。

(創立総会)

第七十九条 発起人は、定款案を作成し、これを創立総会の日時及び場所とともにその会日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 定款その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 創立総会の議事は、第六十条第一号の会員たる資格を有する者の過半数及びその他の会員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上の者が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

4 第六十一条の規定は、前項の議決について準用する。

(設立の認可)

第八十条 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、定款を農林大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、農林大臣の要求があつたときは、設立に関する報告書

を提出しなければならない。

(会長への事務引渡)

第八十一条 前条第一項の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を会長に引き渡さなければならない。

(成立)

第八十二条 全国農業委員会議所は、第八十条第一項の認可によつて成立する。

2 農林大臣は、全国農業委員会議所が成立したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(解散)

第八十三条 全国農業委員会議所は、左に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の議決

2 解散の議決は、農林大臣の認可を受けなければならない。

(清算人)

第八十四条 全国農業委員会議所が解散したときは、破産による解散の場合を除き、会長がその清算人となる。但し、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第八十五条 清算人は、就職の後遅滞なく、全国農業委員会議所の財産の状況を調査し、財産目録を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(財産処分の制限)

第八十六条 清算人は、全国農業委員会議所の債務を弁済した後でな

ければ、その残余財産を処分することができない。

(決算報告書)

第八十七条 清算事務が終了したときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(解散及び清算に関する民法及び非訟事件手続法の準用)

第八十八条 民法第七十三条(清算人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)及び第七十八条から第八十三条まで(清算人の職務権限、清算中の破産、清算の監督、清算の手続等)並びに非訟事件手続法明治三十二年法律第十四号(第三十五条第二項(法人の解散、清算の監督の管轄)、第三十六条(検査人の選任)、第三十七条(二(清算人及び検査人の報酬)、第三十五条ノ二十五第二項及び第三十三項(裁判所の監督)、第三十七條(清算人の選任、解任の裁判)及び第百三十八條(清算人不適格者)の規定は、全国農業委員会議所の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは「農業委員会等に関する法律第八十四条」と読み替へるものとする。

(業務又は財産状況の報告の徴収)

第八十九条 農林大臣は、必要があると認めるときは、全国農業委員会議所から業務又は財産の状況に

関し報告を徴することができ、

(法令等の違反に対する措置)

第九十条 農林大臣は、前条の規定

により報告を徴した場合において、全国農業委員会議所の業務が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反するもの認めるときは、これに對し、役員、職員、業務の停止その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができ

第五章 罰則

第九十一条 都道府県農業委員会議員が第四十条第一項又は第二項第一号に規定する業務につき議決権の行使又は会議に付議すべき事項の発議に關し、賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、二年以下の懲役に処する。

第九十二条 左に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした都道府県農業委員会議員又は全国農業委員会議所の役員又は使用人その他の従業者を一万円以下の罰金に処する。

一 第五十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第八十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第九十三条 左に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした都道府県農業委員会議員又は全国農業委員会議所の役員若しくは清算人を一万円以下の過料に処する。

一 第四十条又は第五十九条に規定する業務以外の業務を営んだとき。

二 第四十八条第二項又は第七十

二条第三項の規定に違反したとき。

三 第八十五条又は第八十七条に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四 第八十六条の規定に違反して全国農業委員会議所の財産を処分したとき。

五 第八十八条において準用する民法第七十九条の期間内に債権者に弁済したとき。

六 第八十八条において準用する民法第七十九条又は同法第八十一条の規定に違反して公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

七 第八十八条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して防産宣告の請求を怠つたとき。

第九十四条 第三十九条又は第五十八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、昭和二十八年七月二十日から施行する。

2 農業委員会法第二十條の改正規定並びに附則第三項及び第七項から第九項までの規定は、前項の規定にかかわらず、公布の日から施行する。この場合において、昭和二十八年七月十九日までは、改正後の同法第二十條中「農業委員会」とあるのは、「市町村農業委員会」と読み替へるものとする。

3 この法律の施行後最初に農業委員会選挙による委員となる者の選挙については、この法律の施行

前であつても、改正後の農業委員会等に関する法律（以下「新法」という。）第二章の規定を適用する。但し、選挙人名簿は、従前の市町村農業委員会委員選挙人名簿による。

4 この法律の施行の際改正前の農業委員会法（以下「旧法」という。）第二条の規定により市町村に現に置かれてゐる市町村農業委員会及びその職員は、それぞれ新法第三条の規定による農業委員会及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

5 この法律の施行の際旧法第二条及び第五十一条の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百五十五条第二項の市の区に現に置かれてゐる市町村農業委員会及びその職員は、それぞれ新法第三条第二項の規定により当該市に置かれる農業委員会及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

6 この法律の施行の際現にその効力を有する市町村農業委員会委員選挙人名簿は、新法の相当規定により調製された農業委員会委員選挙人名簿とみなす。

7 市町村農業委員会委員であつて旧法第十五条の規定による任期が昭和二十八年七月十九日までに満了しないものの任期は、同条の規定にかかわらず、同日までとする。

8 昭和二十八年七月十九日までに設ける市町村農業委員会の技術員の設置に要する経費は、旧法第三条の規定にかかわらず、国の負担とせず、国が、予算の範囲内において、その経費の二分の一以内を市町村に補助するものとする。

9 市町村農業委員会は、昭和二十八年七月二十日以前においても、その技術員により、旧法第六条第三項の事項に係る事業につき、都道府県の改良普及員、農業協同組合その他これらの事業を行う者に協力するものとする。

10 都道府県知事は、昭和二十八年七月三十一日までに、都道府県農業委員会設置の決議となつておるべき者を互選するための新法第五十五条第一項の代表者会議を招集しなければならない。

11 都道府県農業委員会を設立するには、協議員となるべき者五人以上が設立委員となることを必要とする。

12 設立委員は、会則案を作成し、これを創立総会の日時及び場所とともにその会日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

13 会則その他都道府県農業委員会設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

14 創立総会の議事は、都道府県農業委員会設置の決議となつておるべき者の三分の二以上の者が出席し、その五分の四以上の多数による議決を必要とする。この場合の議決には、新法第四十二条の規定を適用する。

15 設立委員は、創立総会終了の後遅滞なく、会則を都道府県知事に提出して、都道府県農業委員会設置の認可を申請しなければならない。

16 設立委員は、都道府県知事の要求があつたときは、設立に関する報告書を提出しなければならない。

17 第十五項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なくその事務を会長に引き渡さなければならない。

18 都道府県農業委員会設置は、第十五項の認可によつて成立する。

19 都道府県知事は、都道府県農業委員会設置の認可があつたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

20 都道府県農業委員会は、この法律の施行後昭和二十九年三月三十一日まで、なお存続する。但し、都道府県農業委員会が成立したときは、当該都道府県の都道府県農業委員会については、この限りでない。

21 都道府県農業委員会に関する旧法の規定は、前項の規定により存続する都道府県農業委員会について、なおその効力を有する。但し、この法律の施行の際現に都道府県農業委員会委員である者の任期は、前項の規定による都道府県農業委員会の存続期間中は、満了しないものとする。

22 第二十二項の規定により都道府県農業委員会が存続する間は、前項本文の規定にかかわらず、その委員の選挙は行わない。

23 旧法の規定により行われた市町村農業委員会又は都道府県農業委員会委員の選挙に係る罰則の適用については、なお従前の例による。

24 都道府県農業委員会及び全国農業委員会設置所でない者でこの法律の施行の際現に都道府県農業委員会設置所である者は、都道府県農業委員会設置所といふ名称又はこれらに類する名称を用いてゐるものについては、この法律の施行後六箇月を限り、新法第九十四条の規定を適用しない。

25 農地法（昭和二十七年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

「市町村農業委員会」を「農業委員会」と、「都道府県農業委員会」を「都道府県農業委員会」と改める。

第九十条第一項中「農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第二項第一項但書」を「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三項第一項但書又は第三項に、同条第二項中「農業委員会法第二項第二項」を「農業委員会等に関する法律第三項第二項」に改め、第九十一条中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百五十五条第二項（区を設ける市）の市にあつては区又は区長に、」を削る。

26 農地法施行法（昭和二十七年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二十八条第四項若しくは第五項の下に、第二十九条第二項」を加え、同条第二項を削り、第五項第二項中「第二項第一項第五号の規定により国が取得した立木」を「第二項第一項第二号又は第五号の規定により国が取得した土地、立木」に、同項第一号中「第四十条の二第六項の規定により買収した立木」を「第十五条若しくは第四十条の二第六項の規定により買収し、又は同法第二十九条第二項において準用する同法第二十八条第一項若しくは第五項の規定により買収した土地、立木」に、第三項第一項を「第三項に改め、同項第二号中「措置法」の下に「第二十九条第一項の政府の所有に属する農業用施設、水の使用に関する権利、立木、土地若しくは建物で命令で定めるもの又は同法」を加え、「農業用施設又は」を「農業用施設若しくは」に、「第三項第一項」を「第三項」に改める。

27 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

「市町村農業委員会」を「農業委員会」に改める。

第三条第一項第二号中「農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第二項第三項」を「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三項第一項但書又は第三項」に、第九十七条第一項中「農業委員会法第二項第二項」を「農業委員会等に関する法律第三項第二項」に、同条第五項及び第六項並びに第九十八条第五項から第八項まで中「都道府県農業委員会」を「都道府県農業委員会」に、第九十九条第九項中「都道府県農業委員会」を「都道府県農業委員会」に改め、第一百八条第一項第三号中「都道府県農業委員会又

九 医療に関する施設
十 組合員の農業に関する技術及

の生活及び文化の改善を図るための教育に関する施設

第十條第二項中「同項第一号及び第二号の事業を併せ」を「同項第二号の事業を」に改める。

第十條第四項中「第一項の事業の外、」の下に「同項の事業を行うにつきこれに関連して行うことを通常必要とする範囲内において、」を加える。

第十條第五項中「第一項第一号及び第二号の事業を併せ」を「第一項第二号の事業を」に、「これら」を「同項第一号の事業及び同項第一号又は第二号に収め、同条第六項中「手形の割引をし、」の下に「国、地方公共団体」を加える。

第十條第七項を次のように改める。

農業協同組合連合会は、第一項の規定にかかわらず、同項第十号の事業を行うことができない。但し、同号以外の事業を行うにつきこれに関連して行うことを通常必要とする範囲内において行う場合は、この限りでない。

第十條第八項を削り、同条第三項の次に次の一項を加える。

第一項第二号の事業の利用に関する前項但書の規定の適用については、組合員と同一の世帯に属する者又は営利を目的としない法人は、これを組合員とみなす。

「第三章 組合員」を削り、第十二條の前に次のように加える。

第三節 組合員

第十二條第一項第二号中「前号」を「前二号」に、「農業協同組合」を「該農業協同組合」に改め、同号を第

三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 当該農業協同組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合

第十三條の二に次の一項を加える。

組合員は、前項の規定による出資（以下回転出資金という。）の払込について、相殺をもつて出資組合に対抗することができない。

第十六條第一項中「及び役員」を「並びに役員及び総代」に、同項但書「及び第二項第二号」を「若しくは第三号又は第二項第二号」に改める。

第二十二條第二項但書を次のように改める。

この場合において、組合は、その總會の会日から十日前までにその組合員に対しその旨を通知し、且つ、總會において弁明する機会を与えなければならない。

第二十二條に次の一項を加える。

前項の除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

「第四章 管理」を削り、第二十八條の前に次のように加える。

第四節 管理

第二十八條第三項中「第十三條の二の規定による出資（以下回転出資金という。）の払込をさせようとするときはこれに関する規定を」を削る。

第三十一條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

第三十一條の次に次の一條を加える。

令に基いてする行政庁の処分、定款、規約及び總會の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対して連帯して損害賠償の責に任ずる。

理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第三十九條第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも同様とする。

第四十一條を次のように改める。

第四十一條 理事及び監事には、商法第二百五十四條第三項、第二百五十六條第三項及び第二百五十八條第一項の規定を、理事には、民法第四十四條第一項、第五十二條第二項、第五十三條から第五十五條まで及び第六十一條第一項の規定を、監事には、第三十一條の二、民法第五十九條及び商法第二百七十八條の規定を準用する。

第四十一條の二中「行政庁は、」の下に「仮理事を選任し、又は」を加える。

第四十四條第一項に次の二号を加える。

八 農業協同組合連合会の設立の発起人と同なり又は設立準備会の議事に同意すること。

九 農業協同組合連合会への加入及び農業協同組合連合会からの脱退

第四十四條第三項中「前項の認可については、」の下に「第五十九條第

二項、」を加える。

第四十六條第四号及び第五号を削る。

第四十六條の二第二項を削る。

第四十七條を次のように改める。

第四十七條 總會には、民法第六十四條及び第六十六條並びに商法第二百四十三條及び第二百四十四條の規定を準用する。この場合において、民法第六十四條中「第六十二條」とあり、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは、それぞれ「農業協同組合法第三十七條第三項」と読み替へるものとする。

第四十八條第五項但書中「總代会においては、」の下に「役員及び總代の選挙並びに」を加え、同条第三項の次に次の一項を加える。

總代の任期は、三年以内において定款で定める。

「第五章 設立」を削り、第五十五條の前に次のように加える。

第五節 設立

第五十八條第七項を次のように改める。

創立總會については、第十六條第一項及び第三項から第五項まで、第四十五條第二項及び第三項、民法第六十六條並びに商法第二百四十四條の規定を準用する。

この場合において、商法第二百四十四條第二項中「取締役」とあるのは、「発起人」と読み替へるものとする。

第六十一條第二項の次に次の一項を加える。

行政庁が第五十九條第二項の規定により報告書の提出の請求を発

したときは、その日からその報告書が行政庁に到達するまでの期間は、第一項の期間に算入しない。

「第六章 解散及び清算」を削り、第六十四條の前に次のように加える。

第六節 解散及び清算

第六十四條第三項中「前項の場合には、」の下に「第五十九條第二項、」を加える。

第六十五條第五項中「前項の場合には、」の下に「第五十九條第二項、」を加え、同条第二項及び第三項を削る。

第七十三條中「第三百三十六條第一項、」を削る。

第七十三條の次に次の一章を加える。

第三章 農業協同組合中央会

第七十三條の二 農業協同組合中央会（以下中央会という。）は、組合の健全な発達を図ることを目的とする。

第七十三條の三 中央会は、都道府県農業協同組合中央会（以下都道府県中央会という。）及び全国農業協同組合中央会（以下全国中央会という。）とする。

第七十三條の四 中央会でない者は、農業協同組合中央会という名称又はこれと紛わしい名称を用いてはならない。

第七十三條の五 中央会は、法人とする。

第七十三條の六 中央会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第七十三条の七 都道府県中央会の地区は、都道府県の区域に、全国中央会の地区は、全国の区域による。

同一の区域を地区とする中央会は、一個とする。

第七十三条の八 国は、毎年度予算の範囲内において、中央会の事業に要する経費の一部を補助することができる。

第七十三条の九 中央会は、その目的を達成するため、左の事業を行う。

一 組合の組織、事業及び経営の指導

二 組合の監査

三 組合に関する教育及び情報の提供

四 組合の連絡及び組合に関する紛争の調停

五 組合に関する調査及び研究

六 前各号の事業の外、中央会の目的を達成するために必要な事業

第七十三条の十 全国中央会は、その事業の浸透徹底を図り、又は都道府県中央会の事業の総合調整を行うため、都道府県中央会の指導及び連絡に関する事業を行うことができる。

全国中央会は、前項の指導及び連絡を行うために必要があると認めるときは、定款の定めるところにより、事業計画の設定若しくは変更その他業務若しくは会計に関する重要事項について都道府県中

央会に指示し、若しくは都道府県中央会をして全国中央会に協議をさせ、又は都道府県中央会に事務の報告若しくは書類及び帳簿の提出を求めることができる。

第七十三条の十一 中央会は、第七十三条の九第一項第二号の事業を行おうとするときは、監査規程を定め、主務大臣の承認を受けなければならない。

前項の監査規程には、監査の要領及びその実施の方法並びに第七十三条の二十一の農業協同組合監査士の職務に関する事項を記載しなければならない。

監査規程を変更し、又は廃止するには、主務大臣の承認を受けなければならない。

第七十三条の十二 中央会の会員は、正会員及び准会員とする。

都道府県中央会の正会員たる資格を有する者は、都道府県中央会の地区の全部又は一部を地区とする組合とする。

都道府県中央会の准会員たる資格を有する者は、組合の行う事業と同種の事業を行う法人で都道府県中央会の地区内に住所を有するものとする。

全国中央会の正会員たる資格を有する者は、左に掲げる者とする。

一 都道府県中央会

二 都道府県中央会の正会員たる組合

三 都道府県の区域をこえる区域を地区とする組合

有する者は、組合の行う事業と同種の事業を行う法人とする。

第七十三条の十三 会員たる資格を有する者が都道府県中央会に加入しようとするときは、都道府県中央会は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

都道府県中央会の会員の脱退については、第二十一条及び第二十二条の規定を準用する。

前条第四項の第一号又は第二号に該当する者は、全国中央会が成立したときは、すべてその正会員となる。全国中央会が成立した後において同項第一号又は第二号に該当するに至つた者についても、また同様とする。

前条第四項第三号に該当する者及び准会員たる資格を有する者が全国中央会に加入しようとする場合には、第一項の規定を準用する。

全国中央会の前条第四項第一号又は第二号の規定による正会員の脱退については、第二十二条第一項第一号及び第二号の規定を、その他の正会員及び准会員の脱退については、第二十一条及び第二十二条の規定を準用する。

第七十三条の十四 中央会の正会員は、代議員の選挙権を有する。但し、全国中央会の代議員の選挙については、都道府県中央会及び第七十三条の二十二第三項第三号に規定する農業協同組合連合会は、この限りでない。

第七十三条の十五 中央会は、定款

の定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

会員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて中央会に對抗することができる。

中央会は、定款の定めるところにより、会員に対して過怠金を課することができる。

第七十三条の十六 中央会の会員に對してする通知又は催告については、第三十七条第一項及び第二項の規定を準用する。

第七十三条の十七 中央会の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 事務所所在地

四 会員たる資格並びに会員の加入及び脱退に関する規定

五 経費の分担に関する規定

六 業務の執行及び会計に関する規定

七 役員の数、職務の分担及び選任に関する規定

八 代議員の定数及び選挙に関する規定

九 事業年度

十 公告の方法

定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第七十三条の十八 中央会に、役員として会頭一人、副会頭一人（全国中央会にあつては、三人以内）、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

役員は、定款の定めるところにより、総会において選任する。

設立当時の役員は、前項の規定にかかわらず、創立総会において選任する。

役員は、任期は、三年以内において定款で定める。

設立当時の役員は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

第七十三条の十九 会頭は、中央会を代表し、その業務を総理する。

副会頭は、定款の定めるところにより、中央会を代表し、会頭を補佐して中央会の業務を掌理し、会頭に事故があるときには会頭の職務を代理し、会頭が欠員のときにはその職務を行う。

理事は、定款の定めるところにより、中央会を代表し、会頭及び副会頭を補佐して中央会の業務を掌理し、会頭及び副会頭に事故があるときにはその職務を代理し、会頭及び副会頭が欠員のときにはその職務を行う。

第七十三条の二十 中央会の会頭、副会頭、理事及び監事には、第三十一条の二及び第三十二条並びに商法第二百五十四条第三項、第二百五十六條第三項及び第二百五十八條第一項の規定を、会頭には、第三十四條、第三十五條、第三十八條及び第三十九條並びに民法第六十一條第一項の規定を、会頭、副会頭及び理事には、民法第四十四條第一項、第五十四條及び第五十五條の規定を、監事には、第三十三條及び第三十六條、民法第五十九條並びに商法第二百七十八條の規定を準用する。この場合にお

いて、第三十六条中「理事」とあるのは「会頭、副会頭及び理事」と読み替へるものとする。

第七十三条の二十一 第七十三条の九第一項第二号の理事を行う中央会には、組合の監査に当らせるため、農業協同組合監査士を置かなければならない。

農業協同組合監査士は、省令で定める資格を有する者のうちから選任しなければならない。

農業協同組合監査士の選任及び解任は、会頭が副会頭及び過半数の理事の同意を得てこれを決する。

第七十三条の二十二 総会は、代議員をもつて組織する。

代議員は、各々一個の議決権を有する。

代議員は、都道府県中央会にあつては正会議員が選挙した者をもつて、全国中央会にあつては左に掲げる者をもつて充てる。

一 都道府県の区域ごとに、その区域の全部又は一部を地区とする組合（その区域をこえる区域を地区とする農業協同組合でその区域内に住所を有するものを含む。）であつて第七十三条の十四の規定により選挙権を有する正会議員たるものが選挙した者

二 都道府県中央会の会頭

三 正会議員たる農業協同組合連合会が都道府県の区域をこえる区域を地区とするものごと、全国中央会の定款で定める理事一人

前項の規定により正会議員が選挙する代議員（以下選挙による代議員

員という。）の選挙については、第三十条第四項から第八項までの規定を準用する。

選挙による代議員は、選挙権を有する正会議員たる組合の理事でなければならぬ。

都道府県中央会の代議員の定数は、正会議員の総数のおおむね十分の一を下らないように、定款で定める。

全国中央会の選挙による代議員の定数は、都道府県の区域ごとに、その区域につき選挙権を有する正会議員の数におおむね比例するように、定款で定める。

選挙による代議員の任期は、三年以内において定款で定める。

第七十三条の二十三 中央会の成立の日から一年以内において創立総会で定める期間内は、代議員は、前条第三項の規定にかかわらず、都道府県中央会にあつては創立総会において選任した者をもつて、全国中央会にあつては創立総会において選任した者及び同項第二号及び第三号に掲げる者をもつて充てる。

前項の規定により創立総会において選任する代議員（以下選任による代議員という。）一は、正会議員たる資格を有する組合で発起人に對し設立の同意を申し出たもの（全国中央会にあつては、都道府県の区域をこえる区域を地区とする農業協同組合連合会を除く。）の理事でなければならぬ。

選任による代議員の定数は、創立総会において定める。

第七十三条の二十四 左の事項は、

総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 解散

三 会員の除名

四 役員解任

五 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

六 経費の賦課及び徴収の方法

前項第一号から第四号までに掲げる事項は、代議員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

中央会の総会には、第十六条第二項から第五項まで、第三十七條第三項、第四十五條、民法第六十四條及び第六十六條並びに商法第二百四十三條及び第二百四十四條の規定を準用する。この場合において、民法第六十四條中「第六十二條」とあり、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは、それぞれ「農業協同組合法第七十三條の二十四第三項ニ於テ準用スル同法第三十七條第三項」と読み替へるものとする。

第七十三条の二十五 都道府県中央会を設立するには都道府県の区域をこえない区域を地区とする組合が、全国中央会を設立するには都道府県の区域をこえる区域を地区とする農業協同組合連合会又は都道府県中央会が、それぞれ発起人となり、定款及び事業計画を作成し、会日の二週間前までにこれを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を招集しなければならない。

前項の発起人の数は、五以上でなければならない。この場合において、都道府県中央会の設立にあつては、その中に都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会二以上を含まなければならない。

発起人は、創立総会を招集するには、都道府県中央会の設立にあつてはその地区の全部又は一部を地区とする組合の総数の十分の一以上の同意を、全国中央会の設立にあつては都道府県中央会の総数の三分の二以上及び都道府県の区域をこえる区域を地区とする組合の総数を十分の一以上の同意を得なければならない。

定款の決定、事業計画の設定、役員及び代議員の選任その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

創立総会には、第五十八條第五項から第七項までの規定を準用する。

第七十三条の二十六 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

発起人は、主務大臣の要求があるときは、中央会の設立に関する報告書を提出しなければならない。

第七十三条の二十七 前条第一項の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を会頭に引き渡さなければならない。

第七十三条の二十八 中央会は、主たる事務所の所在地において設立

の登記をすることによつて成立する。第七十三条の二十九 中央会は、左の事由によつて解散する。

一 総会の議決

二 破産

解散の議決は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

中央会の解散及び清算には、第六十九條から第七十二條まで、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條から第八十三條まで並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二、第五百三十八條の規定を準用する。この場合において、第六十九條中「理事」とあるのは「会頭、副会頭及び理事」と、民法第七十五條中「前条」とあるのは「農業協同組合法第七十三條の二十九第三項ニ於テ準用スル同法第六十九條」と読み替へるものとする。

「第七章 登記」を「第四章 登記」に改める。

第七十四條第一項及び第二項中「設立の登記を組合の設立の登記」と、同条第一項中「及び第四項」を「及び第五項」と、同条第三項中「組合」の下に「又は中央会」を加え、同項中「前項」を「第二項又は前項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

中央会の設立の登記は、設立の認可があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてこれをしなければならない。

中央会の設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一 事業

二 名称

三 事務所

四 役員の名及び住所

五 副会頭又は理事に代表権を与えたときは、その者の氏名

六 公告の方法

第七十五条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を、「前条第二項」の下に「又は第四項」を加える。

第七十六条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を、「第七十四条第二項」の下に「又は第四項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

第七十七条第一項中「第七十四条第二項」の下に「又は第四項」を加える。

第七十八条及び第八十一条中「組合」の下に「又は中央会」を加える。

第八十二条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を加え、同条第二項中「及び農業協同組合連合会登記簿」を「農業協同組合中央会登記簿及び農業協同組合中央会登記簿」に改める。

第八十三条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を加え、同条第三項中「第六十五条第六項」を「第六十五条第四項」に改める。

第八十四条中「第七十四条第三項」を「第七十四条第五項」に改め、「理事」の下に「（中央会にあつては、会頭）」を加える。

第八十五条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を、「第七十四条第二項」の下に「又は第四項」を、「理事」

の下に「（中央会にあつては、会頭）」を加え、同条第三項中「第六十五条第六項」を「第六十五条第四項」に改める。

第八十六条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を加え、同条第三項中「裁判所」を「行政庁」に改める。

第八十八条第一項中「理事」の下に「（中央会にあつては、会頭、副会頭及び理事）」を加える。

第八十九条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を、同条第二項中「第七十二条」の下に「（第七十三条の二十九第三項において準用する場合を含む）」を加える。

第九十条但書中「及び第四項」を「及び第五項」に改める。

第九十二条中「組合」の下に「又は中央会」を加える。

「第八章 監督」を「第五章 監督」に改める。

第九十三条中「組合」の下に「若しくは中央会」を、「組合員」の下に「（中央会にあつては、会員。以下本章において同じ。）」を加える。

第九十四条第一項中「総組合員」を「その総数」に改め、同条第一項及び第二項中「組合」の下に「又は中央会」を加える。

第九十五条中「当該組合の業務」を「当該組合又は中央会の業務」に、「当該組合に対し」を「当該組合又は中央会に対し、期間を定めて」に改め、同条に次の一項を加える。

組合又は中央会が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることができる。

第九十五条の二を次のように改める。

第九十五条の二 左の場合には、行政庁は、当該組合の解散を命ずることができる。

一 組合が法律の規定に基いて行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。

三 組合が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

第九十六条中「総組合員」を「その総数」に改め、「総会」の下に「（創立総会を含む。）」を加える。

第九十八条第一項中「第六十八条の場合を除くは」を「第六十八條及び第七十三條の九第二項の場合を除くは、中央会及び」に改め、同条第二項中「主務大臣の権限の一部は、」の下に「政令の定めるところにより、」を加える。

「第九章 罰則」を「第六章 罰則」に改める。

第一百条第二項中「組合」の下に「又は中央会」を加える。

第一百一条を次のように改める。

第一百一条 左の場合には、組合又は中央会の役員又は清算人は、これを一万円以下の過料に処する。

一 法律の規定に基いて組合又は中央会が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 第九十九条第二項の規定に違反したとき。

三 第二十条又は第七十三条の十三第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 第二十二條第二項後段（第七十三條の十三第二項及び第五項において準用する場合を含む。）、第四十条第四項又は第四十三條第四項の規定に違反したとき。

五 第三十二条（第七十三條の二十）において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

六 第三十四条、第三十五条又は第三十六条（これらの規定を第七十三條の二十において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

七 第三十八條第一項若しくは第三十九條第一項（これらの規定を第七十三條の二十において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十八條第三項若しくは第三十九條第二項（これらの規定を第七十三條の二十において準用する場合を含む。）の規定による閲覧を拒んだとき。

八 第四十九條又は第五十条第二項（これらの規定を第六十五條第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は出資組合の合併をしたとき。

九 第五十一条又は第五十二条の規定に違反したとき。

十 第五十四条の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十一 第六十四条第五項の規定に違反したとき。

十二 第七十条又は第七十二条（これらの規定を第七十三條の二十九第三項において準用する場合を含む。）に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十三 第七十一条（第七十三條の二十九第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して組合又は中央会の財産を分配したとき。

十四 第七十三条又は第七十三條の二十九第三項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

十五 第七十三条又は第七十三條の二十九第三項において準用する民法第七十九条又は同法第八十一条の規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十六 第七十三條又は第七十三條の二十九第三項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して被産宣告の請求を怠つたとき。

十七 この法律の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

第一百一条の二 次の一条を加える。

第一百一条の三 中央会の役員又は職

員が第七十三条の九第一項第二号の事業に係る業務に關して知り得た秘密を故なく他に漏らし、又は窃用したときは、これを一万円以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後において、当該違反行為をした場合においても、また同様とする。

第二百二条中「第二条第二項」の下に「又は第七十三条の四」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の農業協同組合法第十條第八項の規定は、この法律の施行の際現に改正前の同法第十條第一項第九号に規定する農村の生活及び文化の改善に關する事業を主として行つた農業協同組合連合会、改正前の同項第十号の事業を主として行つた農業協同組合連合会及び改正前の同項第九号の事業と改正前の同項第十号の事業とをあわせ行つた農業協同組合連合会には、當分の間適用しない。

3 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「農業協同組合連合会」の下に「農業協同組合中央会」を加える。

4 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第六号中「若し貯金通帳」を「貯金通帳、積金通帳若し積金証書」に改める。

5 所得税法（昭和二十二年法律第

二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第十二号中「農業共済基金」の下に「農業協同組合中央会」を加える。

6 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「農業共済基金」の下に「農業協同組合中央会」を加える。

7 地方税法（昭和二十四年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百九十六条中「農業共済基金」の下に「農業協同組合中央会」を加え、第三百四十八条第五項中「及び連合会」を「連合会及び農業協同組合中央会」に改め、第七百四十三条第五号中「農業共済基金」の下に「農業協同組合中央会」を加える。

○田子國務大臣 ただいま本委員会に付託となりました農業委員会法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げたいと存じます。

農業委員会法が制定せられてから満二年、市町村農業委員会及び都道府県農業委員会が充足しましてから一年有半を経過しておりますが、その間農業委員会、農地等の利用関係の調整、自作農の創設維持、農地等の交換分合、また農業総合計画の樹立及び実施について、建議、諮問答申等、農民の代表機關としての職責の完遂に努めて参つたのであります。しかしながら経済情勢の変遷に即応してその使命を達

成いたしましたためには、おのずからその所掌事務の重点が変化しなければならず、またその事務を完遂するに最も適した構成が考えられなければならないことは申し上げるまでもないことであります。

このような意味におきまして農業委員会の制度に關しまして、次のような方針で改正を加えることにいたしましたのであります。すなわち第一は、生産技術指導については、現行の農業改良普及制度と相まつて生産技術指導の徹底をはかるために、市町村の農業委員会の書記の一部を技術員に切りかえまして、農業委員会の技術に従事せしめると同時に、改良普及員の事業、協同組合の行つた生産技術指導に協力せしめることとしたし、これとともに委員会組織などにつきまして多少の改正を加えました。

第二に、農業委員会制度につきましては、それが真に農民、農業の代表機關として自主的に活動し得るよう、都道府県農業委員会を法人として、都道府県農業委員会と、これと同時に、第三に全国的組織を結成し得る道を開くこととした。以上の考え方に基きまして、本法律案を提案いたします次第であります。以下本法律案の主要内容について概略御説明申し上げます。

第一は、市町村農業委員会について、改正であります。改正の第一点は、その所掌事務についてであります。その新に技術員が設置されますので、その技術員をして協同組合の事業、農業改良普及員の事業等について協力する点を明確にしたこととあります。なお米穀の生産者別の政府買入れ数量の決

定について、従来、市町村長は、個々の委員の意見を聞くこととなつておりました点は、委員会そのものの意見を聞くように改めることとしたし、第二点は、選挙による委員の定数につき、現行の十五人を十人から二十五人までの間で市町村条例で定めることとしたし、同時に、選挙方法を簡素化したこととあります。第三点は、選任による委員を必置の委員としたし、農業協同組合及び農業共済組合の推薦した理事二人以内、市町村議会の推薦した学識経験者三人以内を市町村長が委員として選任しなければならぬこととしたのであります。また委員の任期を現行の二年から三年に改めることとしたのであります。

第二は、都道府県農業委員会について規定の追加であります。現在都道府県にはその付屬機關として都道府県農業委員会が置かれていますが、農業及び農民の一般的利益の代表機能を果たすには、行政機關とは別個の人格を持たせる必要があらうので、これにかわり法人たる都道府県農業委員会を設立することとしたのであります。都道府県農業委員会には、都市単位の代表者會議において農業委員会の委員及び農業協同組合の理事のうちから互選された者と、農業協同組合中央会、農業共済組合連合会及び農業協同組合連合会の代表者等をもつて構成するものと、その業務は、従来都道府県農業委員会が所掌していた事務のほか、米穀の市町村別の政府買入れ数量の決定その他農業及び農民に關し、意見を公表し、行政庁に建議し、その諮問に答申すること、及び農業及び農民

に關する啓蒙宣伝、調査研究を行うこと等とあります。国が毎年度予算の範圍内において都道府県農業委員会に要する経費を負担ないし補助することとしたし、なお法人税、所得税、事業税等各種の税の免除を考へ、その健全な発展、公正な活動を期待して、この次第であります。

第三は、全国農業委員会關する規定の追加であります。全国農業委員会關する規定は、都道府県農業委員会、全国農業協同組合中央会、全国農業共済組合連合会その他農業の改良発達をはかることを目的とする法人、学識経験者等をもつて構成される社団法人でありまして、農業及び農民に關し意見を公表し、行政庁に建議し、その諮問に答申し、また啓蒙宣伝及び調査研究並びにこれらの業務についての都道府県農業委員会會議の指導連絡を行うことを主たる目的としてゐるのであります。全国農業委員会會議所は、設立、解散、加入、脱退の自由な法人でありまして、全国を通じて一個とし、これに對しましては免稅措置のほか、國庫補助をなし得ることとしたし、全農業、全農民の一般的利益の代表団体たるにふさわしい公正にして活発な運営を期待してゐる次第であります。

以上が本法律案の概略であります。が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同を得られよう切望する次第であります。

次に農業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

農業協同組合法が制定されましたから今日まで五年有余を経過し、この間、農業協同組合は、諸種の悪条件と

闘いながら、農業生産力の増進と農民の社会的経済的地位の向上をはかり、あわせて国民経済の発展に寄与するために努力して参つたのであります。しかしながら、激しい社会的経済的変動とその間に処する主体的条件の不備のため、経営不振の状態に陥つた組合も少なく、そのままに放置しがたい事態に遭遇いたしましたので、適宜必要な指導を行うことにより、組織の整備、事業の振興及び経営の健全化をはかつて参りましたが、特に財務処理基準令の制定、行政庁による常例検査の実施及び農林漁業組合再建整備法の制定等によりまして、今日まで相当の成果をあげて参つたのであります。それにもかかわらず、今日の組合の組織、事業及び経営の状況を検討いたしますとき、なお整備強化を必要とする面は少なくないのであります。今後一般状態の推移に即応する発展を期するためには、まず組合の指導体制を整備いたしますとともに、現行制度に若干の修正を加える必要があるものであります。これが、この法律案を提出いたします理由であります。以下その主要内容につきまして、その概略を御説明申し上げます。

第一は、組合の総合指導組織の確立であります。今回新たに、組合の総合指導組織として、農業協同組合中央会を全国及び都道府県の区域に設置することにいたしました。現在、組合の指導組織といたしましては、全国及び都道府県の区域に指導農業協同組合連合会等があるのですが、その法制上の性格から見ても、またその組織、事業及び財務の状況から見ても、指導機関として十分なものではなく、このため、農業協同組合系統組織の全国的な組織活動に必要な統一性と機動性を確保し、十分に組合事業の振興と経営の刷新向上をはかり得るような指導教育を行うことが困難な状況にあるのであります。このような弱点を克服し、会員たる組合のみならず広く全組合に対する指導教育を全国的規模において、統一かつ効果的にを行い、もつて組合の健全な発達をはかるため、農業協同組合中央会を設置いたしますことにした次第であります。

会員の加入及び脱退は、都道府県中央会については自由といたしました。統一ある全国的組織を確立するため、全国中央会については、都道府県中央会及びその正会員たる農業協同組合及び同連合会は、これに当然に加入させるとともに、全国中央会は、都道府県中央会に対して指導連絡を行い、またそのために必要がある場合には、都道府県中央会に必要な指示等を行うことができるとして、その全国的統一活動を可能ならしめていたのであります。しかし、政府は、このようにな中央会の活動をより活発かつ効果的にするため、全国中央会及び都道府県中央会の事業に要する経費の一部を、毎年度予算の範囲内において補助することができるとしたのであります。なお、中央会の設置に関連いたしましたものについては、現にあるものの存続は認めるとし、今後新しいものの設立は認めないこととしたのであります。

第二は、組合に関する規定を整備したことであり、その一は組合の事業に關してであります。信用事業を行う組合は、新たに定期積金の受入れをすることもできることとするほか、組合員と同一の世帯に属する者及び営利を目的としない法人の貯金または定期積金の受入れについては、員外利用の制限を適用しないこととし、事業分量の拡大をはかることとしたのであります。その二は、組合の管理に關してであり、そのおもなものは、役員員の責任の明確化であります。従来役員員の責任に關する規定が不備でありまして、組合の運営上における責任体制の確立において欠けるところがありましたので、役員員の組合に対する忠実義務を明文化し、かつ、組合に対する任務を怠つた場合における組合及び第三者に対する連帯損害賠償責任に關する規定を設け、その責任の所在を明確化したのであります。以上のほか、組合の運営等に關する諸規定のうち必要なものについて部分的修正を加え、その合理化と簡略化をはかつた次第であります。

第三は、行政庁の監督権を若干強化したことであり、行政庁の監督権は、本来で得る限り小範囲にとどめることが望ましいのでありますが、組合の実情は、いたゞに形式的な自主性のみを尊重することを許さないものがありますので、必要最小限度において監督権を整備強化いたしまして、組合の健全化に資しようとしたのであります。

すなわち、組合または中央会が法令等に違反した場合において、行政庁が必要措置をとるべき旨の命令をしたにもかかわらず、これに従わなかつたときは、行政庁は、その組合または中央会の業務の停止または役員の変更を命ずることができることといたしますとともに、特に組合につきましては、事業外事業を行つたとき等の特定の場合には、行政庁がその解散を命ずることができるといたしたのであります。

以上がこの法案の主要な内容であります。すべて組合の現状から真にやむを得ないものでありますので、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御協議あらんことを切に希望する次第であります。

○坂田委員長 ただいまの両案については、次会より質疑を行うことにいたします。

○坂田委員長 次に中馬辰猪君外二十四名提出、飼料の品質改善に關する法律案を議題といたし、審査に入ります。

まず本案の趣旨について提出者の説明を求めます。

飼料の品質改善に關する法律案
飼料の品質改善に關する法律
(目的)
第一条 この法律は、飼料の登録、検査等を行うことによつてその品質を保全し、もつて飼料の公正な取引を確保するとともに家畜飼料の飼養管理の合理化に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「飼料」とは、ふすま、油かす、魚粉等（これらを混入したものを含む）家畜飼料の飼養に供されるものとして農林大臣の指定するものをいう。

2 この法律において「成分量」とは、飼料が含有しているたん白、脂肪その他の成分を百分比で表わしたものをいい、「保証成分量」とは、製造業者又は輸入業者が、その製造（配合及び加工を含む。以下同じ）又は輸入に係る飼料につき、それが含有しているものとして保証する成分量の最小量又は最大量をいう。

3 この法律において「製造業者」とは、飼料の製造を業とする者をいい、「輸入業者」とは、飼料の輸入を業とする者をいい、「販売業者」とは、飼料の販売を業とする者をいう。

第三条 製造業者又は輸入業者は、その事業を開始する二週間前までに、農林大臣に、左に掲げる事項を届け出なければならない。但し、省令で定める製造業者は、この限りでない。

一 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）

二 製造業者にあつては製造する事業場の名称及び所在地

三 販売業務を行う事業場及び保管する施設の所在地

四 製造又は輸入に係る飼料の種類及び名称

五 その他省令で定める事項

2 前項に掲げる者は、同項の届出事項に変更を生じたときは、その日から一箇月以内に、農林大臣に、その旨を届け出なければならない。

ない。その事業を廃止したときも、また同様とする。

(飼料の登録の申請)

第四条 前条第一項の規定により届出をした者は、省令の定めるところにより、その製造又は輸入に係る飼料について、その名称ごとに農林大臣に登録の申請をすることが出来る。

2 前項の申請を行う場合において、同一の名称で成分量の異なる二以上の飼料の登録の申請をすることが出来ない。

3 登録の申請をする者は、一件につき二千百円をこえない範囲内において、省令の定める額の手数料を納付しなければならない。

(登録拒否等)

第五条 左に掲げる場合には、登録を行わない。

一 異物の混入その他品質が著しく劣ることが認められるとき。

二 第三項の規定による農林大臣の指示に従わないとき。

2 農林大臣は、第二十二条の規定により登録を取り消された者について、取消の日から三年間登録を拒否することが出来る。

3 農林大臣は、申請書の記載事項が当該申請に係る飼料の品質と異なるときは、その記載事項を訂正すべきことを指示することが出来る。

(登録)

第六条 第四条第一項の規定により登録の申請を受けた場合において、農林大臣は、当該飼料につき、前条第一項各号の規定に違反していないと認めるときは、これ

に登録し、且つ、当該申請者に対し、左に掲げる事項を記載した登録証を交付しなければならない。

一 登録番号及び登録年月日

二 登録の有効期限

三 氏名及び住所

四 飼料の名称

五 飼料の用途

六 保証成分量

七 製造業者にあつては製造する事業場の所在地

(登録の有効期間)

第七条 登録の有効期間は、三年とし、申請により更新することが出来る。

2 登録の有効期間の更新を受けようとする者は、省令で定めるところにより、農林大臣に申請しなければならない。

3 登録の有効期間の更新を受けようとする者は、一千円をこえない範囲内において省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(登録の失効)

第八条 左の各号の一に該当するときは、登録は、その効力を失う。

一 登録を受けた者が当該飼料の製造又は輸入の事業を廃止した旨を届け出たとき。

二 登録を受けた法人が解散した場合においてその清算が終了したとき。

三 第二十二条の規定により登録を取り消されたとき。

(登録に関する公告)

第九条 農林大臣は、登録をしたとき、登録の有効期間を更新したとき又は前条の規定により登録が失

効したときは、左に掲げる事項を附してその旨を公告しなければならない。

一 登録番号及び登録年月日

二 飼料の名称

三 保証成分量

四 氏名及び住所

(登録を受けた者の届出義務等)

第十条 登録を受けた者は、左の各号の事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、変更があつた事項及び変更の年月日を農林大臣に届け出、登録証の書替交付を申請しなければならない。

一 氏名及び住所

二 製造業者にあつては製造する事業場の所在地

2 相続又は法人の合併若しくは分割により登録を受けた者の地位を承継した者は、その日から二週間以内に、その旨を農林大臣に届け出、登録証の書替交付を申請しなければならない。

3 登録を受けた者が当該飼料の製造又は輸入の事業を廃止したときは、その日から二週間以内に、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

4 登録を受けた法人が解散し、又は清算を終了したときは、その清算人は、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

5 登録の有効期間が満了したとき、又は第八条の規定により登録がその効力を失つたときは、当該登録を受けた者(第八条第二号の場合には清算人)は、遅滞なく、登録証を附して効力を失つた事由及びその年月日を農林大臣に届け出なければならない。

なければならない。

(保証票)

第十一条 第六条の規定により登録を受けた飼料(以下「登録飼料」という)の製造業者又は輸入業者は、当該登録に係る名称を用いて飼料を譲り渡そうとするときは、その容器又は包装の外部に、左に掲げる事項を記載した保証票を附さなければならない。

一 保証票という文字

二 飼料の名称

三 飼料の用途

四 保証成分量

五 製造業者又は輸入業者の氏名及び住所

六 製造し又は輸入した年月

七 製造業者にあつては製造した事業場の名称及び所在地

八 正味重量

九 登録番号

2 前項各号の事項のうち登録証の記載事項に該当する事項については、これと異なる記載をしてはならない。但し、第十三条第一項但書の許可を受けた場合は、この限りでない。

(使用上の注意等の表示命令)

第十二条 農林大臣は、必要があると認めるときは、登録飼料の製造業者又は輸入業者に対し、当該飼料の使用上の注意又は原料の使用割合その他必要な事項を示して当該飼料の容器若しくは包装の外部又は保証票に記載すべき旨を命ずることが出来る。

2 農林大臣は、前項の命令をしたときは、登録証にその旨を記載する。

(保証成分量と異なる飼料の譲渡の制限)

第十三条 登録飼料の製造業者又は輸入業者は、当該登録に係る名称を用いて、当該登録に係る保証成分量と異なる成分量の飼料を譲り渡してはならない。但し、農林大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 登録飼料の製造業者又は輸入業者は、前項但書の規定により許可を受けて当該飼料を譲り渡す場合において、その容器若しくは包装又は保証票に農林大臣の指示する事項を記載しなければならない。

(保証票の偽造等の禁止)

第十四条 何人も、保証票を偽造し、変造し、若しくは不正に使用し、又は偽造し、若しくは変造した保証票を自己の販売する飼料若しくは包装に附してはならない。

2 何人も、登録飼料以外の飼料の容器又は包装、広告文等に、当該飼料が登録を受けた旨又は登録を受けたものであると誤認させる虞のある記載をしてはならない。

(異物混入の禁止)

第十五条 製造業者、輸入業者又は販売業者は、その取り扱う飼料にその品質が低下するような異物を混入してはならない。

(虚偽の宣伝等の禁止)

第十六条 製造業者、輸入業者又は販売業者は、その製造し、輸入し、又は販売する飼料の成分量又ははその効果に関して虚偽の宣伝をしてはならない。

2 製造業者、輸入業者又は販売業者は、その製造し、輸入し、又は

販売する飼料について、その成分又は効果に關して誤解を生ずる虞のある名称を用いてはならない。

(容器等の不正使用の禁止)

第十七条 何人も、他の製造業者、輸入業者若しくは販売業者の氏名、商標若しくは商号又は他の飼料の名称若しくは成分を表示した容器又は包装を不正に使用してはならない。

(販売業者の公示の義務)

第十八条 販売業者は、登録飼料の容器又は包装を開き、又は変更して当該飼料を販売するときは、当該飼料の容器又は包装に附されている保証票の字を、店頭その他見易い場所に呈示しなければならない。

(帳簿の備付)

第十九条 登録飼料の製造業者又は輸入業者は、当該飼料を製造し又は輸入したときは、遅滞なく、その名称及び数量を帳簿に記載しなければならない。

2 登録飼料の製造業者又は輸入業者は、当該飼料を譲り渡したときは、その都度その名称、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称を帳簿に記載しなければならない。

3 前二項の帳簿は、二年間保存しなければならない。

(報告の徴取)

第二十条 農林大臣は、製造業者、輸入業者若しくは販売業者又は飼料の運送業者若しくは倉庫業者から、その業務に關し必要な報告を徴することができる。

(立入検査等)

第二十一条 農林大臣は、飼料の取

締上必要があると認めるときは、その職員に、製造業者、輸入業者若しくは販売業者又は飼料の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者の事業場、倉庫、船車その他飼料の製造、輸入、販売、輸送若しくは保管の業務に關係がある場所に立ち入り、飼料、その原料、材料若しくは業務に關する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は飼料若しくはその原料を分析検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

2 前項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 第一項の場合には、その職員は、省令で定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

4 農林大臣は、第一項の規定により飼料又はその原料を収去させたときは、当該飼料又はその原料の分析検査の概要を新聞その他の方法により公表する。

(違反の場合の行政処分)

第二十二条 農林大臣は、登録飼料の製造業者又は輸入業者が、この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したときは、これらの者に対し、当該飼料の譲渡若しくは引渡を制限し、若しくは禁止し、又はその登録を取り消すことができる。

(職関)

第二十三条 農林大臣は、前条の規定により登録の取消をしようとするときは、当該登録を受けている者に対し、あらかじめ、期日、場所及び取消の原因たる事由を通知して公開による職関を行い、その者又はその代理人が証拠を呈示し、意見を述べべる機会を与えなければならない。

(不服の申立)

第二十四条 左に掲げる者は、第一号の者にあつては当該期間満了後二週間以内、第二号の者にあつては当該指示を受けた日から二週間以内、第三号の者にあつては当該処分の日から二週間以内に、それぞれその旨を記載した書面をもつて、農林大臣に不服の申立をすることができ、

一 登録の申請をした後五十日を経過してもその登録を受けられなかつた場合において、これに對して不服がある者

二 第五條第三項の規定による指示に對して不服がある者

三 第二十二條の規定による飼料の譲渡若しくは引渡の制限又は禁止の処分に對して不服がある者

2 農林大臣は、前項の規定による不服の申立を受けたときは、その者に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して公開による職関を行い、その者又はその代理人が証拠を呈示し、意見を述べべる機会を与えた後当該申立に對する決定をしなければならない。

(都道府県の行方取極)

第二十五条 都道府県は、販売業者であつて製造業者又は輸入業者以外のものにつき、第十五條から第

十八條までの事項を取り締まる必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、必要な措置をとることができる。

2 前項の条例を定める場合には、あらかじめ農林大臣の承認を受けなければならない。

(委任事項)

第二十六条 この法律実施のための手続その他その執行について必要な事項は、省令で定める。

(罰則)

第二十七条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは十萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十三條、第十四條第二項又は第十五條の規定に違反した者

二 第十四條第一項の規定に違反して保証票を不正に使用した者

第二十八条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六條の登録を受けるに當つて不正行為をした者

二 第十六條又は第十七條の規定に違反した者

第二十九条 第二十二條の規定による飼料の譲渡若しくは引渡の制限又は禁止の処分違反した者は、三萬圓以下の罰金に処する。

第三十条 左の各号の一に該当する者は、一萬圓以下の罰金に処する。

一 第三條の規定による届出をしない者又は虚偽の届出をした者

二 第十二條第一項の規定による命令に違反した者

三 第二十條の規定による命令に對し報告をしない者又は虚偽の報告をした者

四 第二十一條第一項の規定による飼料、その原料若しくはその材料又は業務に關する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に對し虚偽の陳述をした者

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して、前四條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に對し、相當の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、この限りでない。

第三十二条 第十一條の規定に違反した者は、五萬圓以下の過料に処する。

第三十三条 第十條、第十八條又は第十九條の規定に違反した者は、二萬圓以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、昭和二十九年四月一日とする。

(現に製造業者又は輸入業者である者の届出)

2 この法律施行の際現に飼料の製造業者又は輸入業者である者が、その現に営んでいる製造又は輸入の事業について第三條第一項の規定によりなすべき届出の期間につ

いては、同条同項の規定にかかわらず、本法施行の日から三十日以内とする。

（農林省設置法の改正）

8 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十八号の二の次に次の一号を加える。

三十八の三 飼料の登録及び検査を行うこと。

第十一号第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 飼料の登録及び検査に關すること。

○中馬委員 飼料の品質改善に關する法律案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

旧農成立を見ました飼料需給安定法により、一応飼料の量的確保並びに價格の安定をはかる見通しがついたのであります。飼料の品質の改善向上につきましては、今日までしばしば問題となりつつ、遺憾ながらいまだ何らの措置も講ぜられていないのが現状であります。飼料と同じく重要な農業資材であります肥料についてみましますに、明治三十四年十二月施行せられたる以来実に四十二年間の長きにわたる、肥料の取締根拠法として、その品質の向上に寄与するとともに、農民の施肥技術の進歩に資するところがきわめて多かつたのであります。また他の重要な農業資材、たとえば米、麦の種子、その他の種苗、農薬等につきましても、昭和二十二年以来それら主要農作物種子法、農産種苗法及び農薬取締法として立法措置が講ぜられ、食糧

の増産、経営の安定、農業技術の進歩向上に裨益しておるのであります。

翻つて、畜産振興の基礎資材たる飼料を見ますに、戦時中以来の飼料不足の状態の下におきまして、不正または不適当な飼料のため、消費者に対して不測の損害を与えることが多かつたのみならず、善良な飼料業者に対して一方ならず迷惑を与えて来たのであります。今や畜産振興、有畜農業経営の確立が農業政策上の主要課題となつてゐるのであります。畜産経営の合理性と採算性を確立いたしましたためには、この際畜産経営上最も比重の大きい飼料の品質の均質化と向上をはかり、飼料の品質の確保、價格の安定のための措置と並行して、その質的対策を樹立いたすべく、ここに本案を提出することにいたしました次第であります。

次に法案の主要な内容を申し上げます。第一に、飼料特に配合飼料を中心としたしまして、その製造業者または輸入業者の希望によりまして、飼料の登録を行うことにいたしました。飼料には、必ず名称、その含んでゐる蛋白質、脂肪、水分等の成分量その他を明記した保証票を、その容器、包装の外部に添付させることにいたしました。飼料であります。これによりまして消費者である農民は、成分の保証され、飼料を安心して購入し、消費することができるようになりました。第三に、登録飼料を主としたしまして、異物の混入、保証成分量等を取締るため、政府は必要に応じて採取検査を行うことにいたしましたのであります。

以上が本法案の主要な骨子であります。すが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決を賜わらんことをお願い申し上げます。

○坂田委員 本案に対し、質疑または御意見があれば発言を許します。

○井上委員 政府当局にちよつと伺いたいですが、飼料需給安定法が制定されて以来、飼料の需給状況及び価格の動向について御説明を願います。

○長谷川政府委員 昨年末飼料需給安定法が成立いたしました以後の飼料の需給状況の概要は、概して円滑に進んでおりまして、特に飼料のうちで最も重要でありますふすま等の價格は、飼料需給の状況を反映いたしまして、平年に比較いたしまして相当低下してゐるような実情でありますことを喜んでおる状況であります。

○井上委員 法律は四月から実施されることになりましたから、この法律が実施された後にどうなるかということについては、まだこれから話でありますけれども、大体の傾向として、飼料價格は安定の方向に進んでおるといふことが言ひ得られると思ひます。

さて本法案に關連して二、三伺いたしたいのですが、この法案によると、大体配合飼料業者が登録を申請して、その登録を申請された飼料が保証に値するだけの有効成分を含んでゐるといふことによつて保証票を渡す、その保証票によつて飼料の品質を需要者に信用してもらふ。大体こういう建前のよう思ひます。そうしますと、飼料の製造業者が登録を申請しない飼料は強制検査はしない、こういうことになりませんか。事務的にどういふことになりませんか。いずれの飼料でも政府がかつて

に他人の倉庫へ出入りして、次にありますような抜き取り検査等が行われ得るようになりませんか。そうではないに、大体配合飼料等を製造しておる者は一応政府に登録をさせて、そうして不正飼料を抑制して行くという方向へ持つて行くのですか。まづたく自主的にみづから届出をしてその検査を受ける、こう二つにならうと思ひますが、どつちを一体やろうとおるのではありませんか。

○中馬委員 異物混入の飼料に対する検査等につきましては、徹底的にやりたいと思ひます。それからただいまの御質問のうちで、抜き取り検査その他については、異物混入以外のものは登録飼料のみを対象にいたしております。

○井上委員 そうしますと、異物が混入しておるかしてないかというように入つておるかどうか、何百万トンから飼料が動いております。それをわづかの人で一体そういうことが確実にできるやいなやという問題が起つて来ます。従つて飼料業者を一応政府に登録させておいて一定の品質規格といふものを明示しておいて、それに異なつたものをつくつた場合、こゝへも明記してありますように、主要成分を含んでおらぬ、かつ異物が混入しておるといふようなものについて取締つて行くことが正しい行き方じやないか、そうでなしに、単なる抜き取り検査といつたところで、検査に當つたものはよろしいけれども、検査からのがれるものはどうするのです。その点はどういふことになりませんか。

○長谷川政府委員 ただいま提案者よりお話がありましたように、飼料の品質改善のこの法案の趣旨は、主として

登録によりまして、その飼料の内容をなしてあります成分を保証しようといふことを中心に考へておるのであります。しかし物によりましては、土砂だとかあるいはその他の異物が混入することによりまして、飼料の価値を非常に減殺し、あるいはさらには有害なものもあり得る点を考慮いたしまして、これらのものにつきましても検査を行い得るという建前になつておるのであります。成分の保証につきましては、主として国家の官吏が抜き取り検査をやり、必要に応じては、その成分の分析検査も考へておるのであります。飼料の混入の検査につきましては、これは主として都道府県をして都道府県の条例によりまして、具体的にその販売所等において、異物の混入の事実の有無を、必要に応じて調査をせしめようといふふうに考へておる次第であります。具体的に異物の検査についての抜き取り調査等につきましては、実はこの法律が制定になりました、政府といたしまして、できれば、政府といたしまして、関係業者に周知徹底をいたさせまして、できるだけ異物の混入等の事態の起らないように、あらかじめ行政的措置によつて万全を期したいといふふうに考へておりました。具体的に府県の係官等が現地に参りまして検査をいたしまして、違反の事実のあまり大きくならないようにいたすように努力をいたしたいと考へておる次第であります。

○井上委員 こういうことにはなりません。養鶏飼料なら養鶏飼料はこういう成分を含んでおらなければ、養鶏飼料として役に立たないといふ一つの規格をここにきめまして、その規格に

合つていない飼料については飼料として認めない。もしそういうものを売る者があつた場合には、それはまったくイソチキでけしからぬやつですから、そのものは罰して行く、こういうように品質の規定をいたしまして、それを有畜農家に徹底せしめ、また飼料業者にも徹底せしめて、その規格基本において大体この飼料の品質保全に必要な登録検査等を行つて行く、こういうぐあいにした方がいいのではないかと考へますが、これは法的には非常にむずかしいですか。

○長谷川政府委員 登録飼料の品質につきましては、単にその成分を保証するだけでなしに、一定の規格を定め、その規格以上の品質の飼料でなければ販売してはいけないというふうにするのがよく徹底していいのではないかとのお話でございまして、私たちがその点についてはそういうふうにお考へるのでありますが、しかし先ほど提案者の御説明にもありましたように、肥料等につきましては、もう数十年の歴史を持つて肥料の取締りをやられておるのでありますが、飼料につきましては、今度初めてこの問題が取上げられておるような状態でありまして、いきなり公定規格等を設けまして、これ以下の飼料は販売できないというふうにしたこともどうかというふうにお考へられますし、なお御承知のように、飼料の成分と申しますと、結局蛋白とか脂肪とかあるいは水分だとか灰分だとかいうようなものがその成分とされておるのでありますが、これが何パーセント以上あれば卵が何個生れるということを保証いたしますことが、現在のところ技術的にもな

かなか困難があるようであります。この問題はさらに今後の問題といたしまして、慎重に研究をいたしまして、もしそういうことができ得る段階になりましたら、そういう方法につきまして研究を進めたい、こういうふうにお考へておる次第であります。

○井上委員 くだいようですけれども、政府の方で品質保全を目的とした法律をつくり出す場合には、少くともその飼料に対して一定の成分量を基礎とした規格がきまつておらずして、どこを一体基礎にして、これは優良飼料である、これは悪いやつであるということが言えるのです。それだから肥料検査の方においても、ちゃんと配合分の規格がありまして、硫酸の場合はこう、過燐酸の場合はこうと、ちゃんと規定があるのです。それに合致しないものは不良肥料となつておる。だから、やはりえさの方も、少くとも一定の品質を証明し得る成分量を、それぞれの規格で一応きめておかなければ、一体何を根拠に登録票を渡すのですか。そうでないと、はなはだおかし

いと思うのです。だから、私はそれを見ず法的に一応明確にしておかなければ、一定の成分量を保証された保証票というものを政府が責任を持つて渡すという点にはなほだともあまいになりはせぬかと思ひますから、それをお尋ねするのが一つ、それから抜き取り検査をやるといふのですが、抜き取り検査という問題になつて来ますと、検査をした場合、不良飼料であつたとした、その販売を禁止するといふことをいたします場合において、実上法的にどうかという問題が起つて参ります。だから、やはり抜き取り検査をした結

果、一定の成分量を含んでいない飼料に対しては販売を禁止する、製造を禁止するといふところへ持つて行かなければ、不良飼料を扱います業者を撲滅さすわけには参りません。だから、単に政府が優良飼料としてその品質を保証する保証票を渡して、その証票によつて、安心して有畜農家が飼料を買い入れる、こういうことを繰返してやれば、そのうちに悪い者は撲滅されるであらう、こういう簡単なお考へのようなでありますけれども、第三に説明してあります異物の混入、保証成分が足りないだけの飼料の抜き取り等による場合は、一体どう処置をするのですか。そういう不正なもの、もし発見された場合は、その製造を禁止し、製品の販売を禁止するといふところまで行けますか、その方はどうなるのですか。

○長谷川政府委員 第一点の、保証成分の規格の点でございしますが、具体的に例をあげて申し上げますと、たとえば蛋白質のときは、大体一七％ないし二三％程度含まれております。ところが、成鶏用の配合飼料としては適当なものであるといふことは、学者の間で大体意見の一致を見ているのであります。しからば成鶏用の配合飼料を売るときは、この際蛋白質は必ず一七％以上なければならぬと規定いたしますことが、現在の配合飼料の状況から見まして、少し時期尚早ではな

い、先ほども申し上げましたように、さらに研究を進めまして、逐次そういう方向に向つて考へを進めたいといふふうに思つておりますが、實際問題といたしますと、こういう登録制度ができまして、業者はなるべく登録をして、国の保証を受けて、これを販売するといふことになることが期待されるのであります。政府の方といたしましても、行政的の指導によりまして、先ほど申し上げましたような成分の飼料がなるべくたくさん流通するようになり、指導いたして参りたいと考へておる次第でありますので、御了承を得たいと思ひます。

それから第二の、抜き取り検査の結果についていかなることを考へているかというお話でございしますが、まず第一は、この法案の第二十一条第四項にございしますように、農林大臣は抜き取り検査をいたし、その原料の分析検査をいたしました場合には、その概要を新聞その他の方法によつて一般に公表するといふような措置をとり、一面にはその飼料の品質のいいことを保証して参りたいと考へるのであります。なお、特にその品質検査の結果、その保証票と違つてゐる内容があることが発見された場合には、その次の第二十二條の規定に基づきまして、その飼料の譲渡もしくは引渡しを制限し、もしくは禁止し、またはその登録を取消すといふような制限規定を考へてゐる次第であります。

○井上委員 もう一点、政府が優良飼料として登録し、保証票を渡す、そして保証票を渡した飼料に対しては、必要以上に手当を加えて行くといふことについてはよくわかります。ただどう

もわからぬのは、優良飼料をきめるきめ手があなたの方にない。きめ手なしに優良飼料とどうして言い得られるか、ここに問題が一つある。それからもう一つは、政府の方の不良飼料があつた場合の措置がはなはだ寛大でありまして、優良飼料を推奨することともに、不良飼料に対しては、相当きびしい制裁を加えて行くといふことを考へて考へるべきじやないかと私は思ふ。従つて異物混入あるいはその他不正飼料を発見した場合においては、その業者に対して警告なり、またその品物は販売を禁止するの処置を法的に明示する、もし違反した者は、罰則を設けてこれを処罰するといふように明記しておくことが必要でないかと思ひます。何分多数の品種で、また家畜もいろいろ種類がございまして、家畜の種類に依つた飼料のそれらの有効成分を規定づけることは、非常に困難な仕事と思ひますが、一応成分保証という項目が規定されております以上は、やはりそれ／＼成分保証に値する具体的な内容を政府の方で持つ必要があるかと考へます。なおこの法律によつて一体どれだけの職員が必要になり、またこの法律を實際運用するにあつて、予算的処置はどうなつておりますか、この点をあわせて伺つておきたいと思ひます。

○長谷川政府委員 成分の保証をいたします場合のきめ手がはつきりしないじやないかというお話でございしますが、その点は先ほども申し上げましたように、一応きめ手と考へられるようなものはあるのであります。ただこれを法律的に何パーセント以上のものになければいけないといふふうを書くこ

とが、現在の段階では少し商早ではないかと考えておりますので、その点を特に強調してないと思っております。ただし、第五條の第一項に「異物の混入その他品質が著しく劣ることが認められるとき」とあるのは登録しないという消極的な要件を掲げておきまして、間接になるべく良質の飼料を登録せしむるよう、行政指導で、しばらくの間やつて参りたいというふうに考えております。

それから違反に対する罰則の関係でございますが、まず第一に十三條にございまして、保証成分量と異なる成分量の飼料は譲渡の禁止を指定してございまして、この禁止に違反したものににつきましては、二十七條によりまして、三年以下の懲役もしくは十萬圓以下の罰金に処せられることになりまして、またお話の異物混入の場合におきまして、二十七條の規定によりまして、三年以下の懲役もしくは十萬圓以下の罰金という、相当重い罰則がついております。

最後に、この法案の実施に要する職員及び予算的の処置についてでございますが、現在この法律を施行いたします場合には予想されます登録飼料の数量は、これは概数ですが見込みでございまして、大体六十萬トンないし七十萬トン程度になるのではないかと、件数にして千二百件程度のものになるのではないかと想像いたしております。これらの数字を根據にいたしまして、大体十八名程度の政府職員が必要と見られ、一応少くとも年に一、二回以上の抜き取り検査を行い得るのではないかと考えております。ただ先ほど

もお話のありました異物混入等の検査につきましては、これは都道府県の職員をして行わしめるという建前になつておりますので、それは別といたしまして、直接政府の職員の関係は以上のようになつております。その費用は、年間約二千萬圓程度必要ではないかと、これはもちろん人件費のほか、事務所費あるいは検査に要する薬品代、備品、消耗品費というようなものも含まれて、大体二千萬圓程度必要とするであろうと考えておるのであります。

この予算的処置でございますが、この法案は最初の法律でもありまして、相当の準備も要する關係上、この実施期日が明年の四月一日ということになつておりますので、二千萬圓の費用は来年度予算で成立をすればいいと思つております。ただ準備のために、たとえば事務所をつくりまして、あるいは検査の器具、器材をあらかじめ準備をするという必要が本年度に生ずるだらうと考えるのであります。それにつきましては、あるいは補正予算の機会とか、場合によりましては予備金等をいたしまして、この法案の施行にさしつかえないように努力いたしたいと考えておる次第であります。

○金子委員 たいま井上委員からも質問があつた中の問題であります。飼料の特殊性から見まして、肥料のように金肥というものの全部の規格に対して保証制度をつくるということが、飼料にいたしましては、たとえばふすまとか米ぬかとかいうふうな常識的な配合原料のようなものも含まれておる關係上、全部を登録するということが行けないというところは一応わかる

のでありますが、そこで問題になつて参りますのは、登録者と未登録飼料の販売なり製造なりする業者、この区別をどうしてもつて行くか、今の説明では、なるべくそう行くように奨励するということではあります。しかしまた奨励いたしまして、その実をあげるということは一面から言つて相当困難だ、困難だということは、この法律を制定しました趣旨が通らないということになりますので、現在政府が管理いたしております飼料を下げるときに条件を付するということを、私事に修正で出しておりますが、一つの方法として、この際はつきりとの払い下げる条件の中には飼料の製造業者において登録されたものだというのを確認することとを考へていただくたい、こういうことをお願いするわけですから、その点に対してどうお考えですか。

○中馬委員 まことにごもつともな御要望であると思つておりますので、そのようにとりはからいたいと思つております。

○金子委員 政府もそれでやりますか。

○長谷川政府委員 たいまのお話のようによつて考えております。

○高倉委員 ちよつと関連して……。たいまのいささ、説明がございました中で、登録者を指定して登録者が製造したところのえさを、配合になります。場合、いろ／＼の飼料がありまして、これを製造所において検査をするというところはしないのですか、ただ抜き取りだけで終らすというのか、その点を明確に御説明を願いたいと思つております。

○長谷川政府委員 製造業者につきましても、なるべく検査を実施いたしたいと思つております。

いと考へまして、二十一条に、製造業者の事業場等につきましても検査を行えるというふうになつておる次第でございます。

○高倉委員 そうしますと、製造業者にもまた抜き取り検査をやる。その場合にどういふことがたまたまあるのです。製造業者が登録の成分表を出して、販売業者がそれに対して、販売するときに改造して成分を低下せしむるという点も出て来るのです。それで今お話のうちに、十七、八名検査員があらばいいというふうなお話がございましたが、成分を検査するのは、役人の關係なり時日からいつて相当かかると思ふのです。そうしますとその間において、製造業者の登録した証票通りであっても、販売業者がいろ／＼の工作をして低下せしめたというふうなものが各地にでき、あるいは製造業者が登録保証票に違反したところのものを輸出して、そのものが各地に散布された場合に、これはなかなか再検査をすることが容易でないと思つて、そういう場合はどういふようなことをされるのですか。

○長谷川政府委員 お話の通りに輸入業者及び製造業者が、自分のところで製造いたしたものは保証票通りにつくつておりました。途中で、特に販売業者等がその包装を解いて、あるいは包装をかえて売るといふようなことが予想いたされますので、その点につきましては第十八條に、「販売業者は、登録飼料の容器又は包装を開き、又は変更して当該飼料を販売するとき、当該飼料の容器又は包装に附されている保証票の写を、店頭その他見易い場所に呈示しなければならない」と

いうふうにありまして、今のようないふことを期したい、かように考へておる次第であります。

○高倉委員 最後に一つ、現在製造業者といふものは一体どのくらいの数があるのですか。

○長谷川政府委員 製造業者は、主として配合工場が中心であります。大体の数は二百十九、これが現在のところわかつておる数字であります。

○金子委員 先ほど申し上げました、この未登録者と登録者について、政策的な一つの面から、この法律の趣旨を推進して行くという意味におきまして、政府の管理しております飼料の払い下条件の中に、はつきりこれを入れて行くということはわかつたのであります。それが、そういたしまして、もう一歩それをいれまして、今度の払い下条件の中の条件の中には、配合飼料としてどれだけ使うのか、それを単飼料としてどれだけ販売するのかという區別も、一緒に条件の中に入れることが先決だと思つて、それに対しての意見はどうですか。

○長谷川政府委員 御承知のように、飼料需給安定法におきまして、政府が売却いたします場合の建前は、競争入札で売るといふことになつております。今御指摘のように、一定の条件を付しますような場合におきまして、その中に配合飼料で幾ら、単味で幾ら流すのだというふうな區別をつけます場合には、お説のように配合飼料に幾ら、その配合飼料はこういう保証成分のものをつくるといふにせよという条件を付すると思つて、そのようにしたいと思つております。

○金子委員 次に申し上げる問題は、

この法案直接ではありませんが、それに関連した重要な問題でありますから、もう一つ念を押しておきますが、配合飼料がこうして保証成分をつけましても、とかくレツテルにものを言わして販売力を持つという考え方が非常に強くなります。たとえば肥料のごときもそういう傾向を持っております。

従つて政府が払下げをしますとき、政府は成分単価から推して、今の市況として配合飼料の方が非常に割高だといふ場合には、払下げの条件が今度は付されるのですから、そこで配合用の飼料と単味の飼料との払下げ条件を相当区別して行く、言いかえれば、配合飼料が非常に最近割高だといふ場合には、配合飼料の配合の量を減らす。現在の段階なら、配合飼料のこの程度の価格は単味飼料に比べて割高でないといふ場合には、相当ふやしていい。この点、相当重要な問題ですから、この法律直接ではありませんけれども、間接にこれを運用することになりますので、十分考えていただきたいと思ひます。その点に對して、この場合約束しておいてもらいたいと思ひます。

○長谷川政府委員 適切な御意見を承つたのでありますが、われ／＼もできるだけ御趣旨の線をやつて参りたいと思ひます。なお御承知のように、飼料需給安定法の実施に關しましては、飼料需給安定委員会もありませんので、委員会の御意見等をもさらに拝聴いたしまして、遺憾のないようにいたしたいと思ひます。

○金子委員 この製造業者、輸入業者あるいは配給業者というように、ここに法文にうたつてあります。これは肥料の場合、すべての場合に大きな疑問

であります。一体協同組合のような購買体制を持つものまで業者といふことと今の法律はすべて見解をとおつておりますが、これは厳正に言つて非常に疑問があると思ひます。これは一体業者かどうかといふことです。そこら協同組合の特異性といふか、これを協同組合の消費体制、いわゆる購買体制の組織まで業者といふ中に含んで行くといふところに、これから派生して来るい／＼な問題が常にあるのであります。これはひとりこの場合に出たのではなくて、従前から、あらゆる法律がそういう關係を持つてゐるのは非常に矛盾だと思ひますが、これは経済局長小倉さんにひと／＼こゝろいふ見解を、ちよい／＼い機会でありまゝから、この機会に聞いておきたいと思ひます。

○小倉政府委員 協同組合の配合飼料の問題でございしますが、これは御指摘のように協同組合と申しましても、現行法では同じ建前で規制するといふように法律ではなつております。ただ農家が持ち寄つて、自主的に配合するのだという形でもつて、その辺の取扱ひ方につきまして緩和する措置を実はとつておるのであります。しかし法律がさうになつておりますので、いたゞらに行政措置によつて緩和するといふこともできませんので、実は内情を申し上げますと、本国会にその辺の取扱ひ方につきまして飼料取締法の改正案を提出したかどうかといふことを研究いたしましたのでございしますが、次の機会に譲りまして、近い将来に不便のないように措置をしたい、かように考えております。

○金子委員 これはたま／＼ここに法文上出て参りましたし、すべてにこゝろいふ關係があるのですが、協同組合の取扱ひの購買業務といふものを、営業といふ中に入れて行くところに、私は昔から疑問を持つておつたのであります。と、いつて、協同組合といふにしても、相当の数量を相当の組織によつてわけるのでありますから、この監督その他に對して差別待遇をしるというのではないのであります。そこでいへば、製造業者、販売業者、輸入業者といふふうになつてくるときに、別なわくとして法文はうたうべきではないか、こゝろいふ見解を持つておりますので、これは参考までに意見として申し上げておきます。

それから次に申し上げることは、これは将来出て来る問題であります。ただいまのところは、昨年度の暮におきまして、価格安定の法律によつて、輸入飼料といふものを全部国家が管理しておりますから問題ないものであります。が、この国家管理といふものが、時代とともにまたどういふ形に移るかもわからぬ。そこで心配になつて参ります問題は、一面において日本の農業保護の建前から保税の問題が出て来る。保税の問題が出て参ります。結局またかつて大資本家の人たちの独占保税倉庫といふものによつて全

国の飼料が牛耳られるといふことは、飼料行政の上に非常に恐ろしいことなのであります。でありますから、将来保税のような問題がかりに出来まして、今から政府は、再び元の悩みを繰返さないように、たとえば保税倉庫の許可をする場合には、こゝろいふふうな規格に合つた業者でなければならぬ。また保税倉庫がかつての独占資本によつて独占された形をとらないよう

に、この法律も一緒にそういうような方向へも使うといふことに對してお考えになつておられますか。

○長谷川政府委員 これはまことにごもつともな御話でございしますが、ただいまのところ、まだ保税といふような問題は起つておりませんが、お話をよく聞くと、近い将来輸入飼料につきまして保税を課するといふような問題が起ることを予想をいたされまゝし、さうなりますと、いきおい保税工場といふものを戦前と同じように設置することにならうかと考えます。その場合の保税工場につきましては、実はこの法案とも関連をいたしまして、大蔵省ともい／＼／／／話合ひを進めておられます。将来保税工場を設置いたします場合には、この法案の趣旨をよくくんで、農林大臣の意見に基いて保税工場の指定あるいは取消し等について、大蔵省とも十分連絡をとつてやつていただくように話合ひを進めておるような次第でございしますので、御了承願ひたいと思ひます。

○金子委員 もう一、二点であります。この問題は、将来飼料行政、あるいは飼料配給のうちの一番大きく出て参ります悩みであります。今は保税の問題がないけれども、これは必ず近く起つて来る。同時に、今政府が管理していることはいつまで続くか、これも見通しがつかぬとするならば、農林省の畜産局は、保税倉庫のあり方に対して過去のようになつていまして、と、どんな法律をつくりましても、結局大衆農民が資本家に搾取される。結局養鶏業者も、あるいは酪農家も、その資本攻勢の前には頭を下げて行かざるを得ないといふようなみじめな姿になり

ますので、今がこの問題に對して一つ腹をきめて計画的にかかるといふチャンでありまゝです。嚴重にこの問題は農林当局に注意しておいてもらひ、また再び過去のようないい結果が起らないようにしてほしいといふことを、この際要望いたします。

それから次の問題といたしまして特殊飼料の問題です。特殊飼料と申しますと変であります。最近蛋白、脂肪、澱粉、あるいは灰分といふような計算に現れない、副成分を主体とした飼料が、あるいは細菌性のもの、あるいはかびのもの、そういうものが出て参りました。これがややもすると相当誇大な広告をいたしているが、この取締りは保証制度でもつきませんし、今このところで法文化することは相当困難と思ひますけれども、これはすでに市販されているものでありますから、法律を補足しなくても、すぐ取締りのできるような見解がとれるかどうか、それをちよつと質問してみたい。

○長谷川政府委員 保税工場の問題につきましては、お話のようにできるだけ努力をいたしたいと思つております。それから抗生物質飼料、いわゆる特殊飼料につきましては、現在さういふ法律を適用するかどうかといふ点につきましてはまだきめておりませんけれども、いずれ農林大臣の指定するものといふ飼料の中に入らざるを得ないといふふうに考えておりますので、さういふ必要が生じたならば、これによつてその成分の保証もし得るようになつたいと思ひます。

○金子委員 それではこの特殊飼料の

問題につきましては、この法律の中でやり得るということであるとすれば、この飼料につきましては一般知識が少い上に、またこれに対して最近の流行的な一つのものもありまうので、特に農民が惑われないように、特殊飼料に対しては特段に念を入れていただきたいということをこの際考へるわけでありまう。

最後に、この法律を政府の御意見といたしましては一箇年後に実施したいというふうな要望でありましたので、一応こうなつたのでありますが、しかし準備期間と申しまして、これは政府が登録飼料に対して全部を検査して証紙を出してやるというのではありませんし、ただ保証された成分がなかつたときにそれを摘発できるという法律なんでありまうから、その準備といたしましては、満一箇年かからないでも何とかなるんじゃないかと思ひますが、もう半年ばかり繰上げたらどうですか。

○農谷川政府委員 前段の抗生物質飼料等の適用の問題につきましては、先ほど申しました通り、この法案でやり得るというふうに考へます。特に十二条にございますように、飼料の使用上の注意というふうなものも証紙に記載するよう命令し得る規定になつておりますので、特に抗生物質飼料などにつきましては、この十二条の規定が生きて来る場合が多いだろうというふうに考へる次第であります。

なお実施時期につきましては、もちろんもつと早くやり得ないこともないと思ひますが、何せ今までの飼料というものが、こういう法律がなかつたために相当まち／＼でございまして、や

はり政府が保証いたします以上は、先ほど井上委員からお話もありましたように、なるべく公定規格に近いようなものを保証するということに初めからいたすことが大事ではないかと考へるものでありまして、従ひまして、製造業者等に対しましてよくこの法律の趣旨を理解せしめ、品質のいいものをつくらせるというふうな指導を十分にいたしましてから、実施をいたしたいというふうに考へている次第であります。

○金子委員 これは大体来年の四月からやるということになりますと、今から法律を定めて置くことは、まだ通商国会がもう一つあるのですから、それはくりくつが立たぬように思ひますし、私の考へ方では、かりに現今販売されつつある飼料があるとしたしまして、配合飼料が半年以上売るほど配合してあるということもないと思ひます。それから届出に対して登録というものがそれほど複雑なものでもないという点、それからもう一つは、飼料の検査施設というものが、よしんばそれまでに完備しなくても、飼料の分析というものは、新しい機関でなければできないのではなくて、今でも飼料の分析をする機関はいくらでもある。それは消費者なりあるいは販売業者なりが、保証成分があるかどうかを見てほしいというところであれば、それはいくらでもいわれる公的な半公的な性格の機関があるのですから、これは六箇月くらいの猶予期間で十分実施できる、こういうふうに考へております。私は来年の四月からやる法律を今からきめるなんて、そういう不見識な話はないと思うのですが、これはあとで提案者ある

いは委員の方とも相談して、ぜひ考へ直してもらいたいと思ひます。それから、大体私のお聞きするところはその程度であります。飼料の規格の問題であります。これは私はちよつと見解を違へておりますが、肥料のときは規格をあまりやかましく言い過ぎるために、かえつて道地道地の規格が出ないというふうな今持つておるわけなんです。でありますから、あくまでこれはその販売飼料が、その表示した成分に対して的確に保証し得るということだけに注意を置いて、あまり各成分の比率だとか、パーセンテージとかいふものをやかましく言うことは、それはおのずから成分を計算して行けば、割合であるか割合でないかはわかる。またかりに一定の成分をあなた方がつくりましたところで、一つの例として養鶏飼料を見まして、その飼料は換羽期になれば、蛋白質をふやさなければならぬだろうし、あるいは産卵をふやさなければならぬということ、常に即応して行かなければならぬということでありまうから、その規定成分というところをあまりやかましく言うことは、私は考へておらないのであります。以上質問とお願ひを申し上げたのであります。これは単に品質だけでなく、価格政策であり、飼料行政全般の一環としての法律でありますので、政府はこの法律ができました後は、十分この運用に万全を期していただきたいということをお願いするものであります。

○芳賀委員 二、三疑問の点についてお伺ひいたしますが、これは議員提出であるので、政府委員にはあまり強いことを申し上げませんが、畜産局長に

御意見をお伺ひしたいのは、この法案によると、輸入業者並びに製造業者は届出の義務を持つてゐる。ところが登録に対しては、登録の申請は任意であるというところに、この法案の弱さが出て来るのではないかと考へるのです。数からいつても、二百十九名の配合業者しかないので、届出でなかつた者に対しては、これはやはり検査を受けて登録するという義務を負わすことの方がいいのではないかと御意見をひとつ伺ひたいと思ひます。

○農谷川政府委員 この法案の骨子は、飼料の登録をやることによりまして、その成分の保証をしようということとがねらいであります。これを任意にいたしてありますのは、結局こういう制度ができますれば、善良なる飼料業者は大体登録をするということによつて、自分の飼料の品質を改善、向上して参ることが期待されると考へるからであります。ただ全部の業者に届出を命じておきますのは、成分の保証だけでなく、異物の混入の取締り等の場合、あるいは何らかこれに関連いたしまして、いろいろの報告を関係業者から徴する必要があるというふうなことが予想されますので、届出につきましては、すべての飼料業者に届出をしていただく。登録については自主的にまかせ。自主的ではありますけれども、結局結果的には優良な、あるいは妥当な飼料業者は、大体登録をするだろう、こういうふうに期待しておる次第であります。

○芳賀委員 ただいまの御答弁で、大體自主性を持たしてだん／＼やつて行きたいということでありまうが、ただ心配になりますことは、こういうこ

とによつて、飼料の価格がある意味においてつり上つて行くというふうなおそれがないか、どうかということに対する御見解を聞きたいと思ひます。

○農谷川政府委員 それは芳賀さんに申し上げるのは、釈迦に説法のようなことでございまして、保証成分の中には、いわゆる先ほど来申し上げました蛋白質等が足りない、不足しておるというふうなものもある反面、そんなにたくさん蛋白質ばかりいらぬのだというふうな余分の蛋白質を入れておるようなものもあるわけでありまう。私たちはこの法案ができましたからといって、品質に相応した値段こそ期待いたしておりますけれども、それより高くなるというふうなことは考へておりませんし、おそらくそうならぬと考へますが、その辺につきましても、しかるべく行政的にも関心を持ちまして、指導して参りたいというふうに考へる次第であります。

○芳賀委員 次に聞きたいことは、配合飼料に關しましては、肥料や何かと違つて配合する場合にも別な科学的な技術というふうなものはいらぬわけですか。ただまぜればよいという、原始的な操作で配合飼料はできるわけですか。だから登録して分析表を表示しておるといふにかかわらず、良質であると良質でないというふうな差別は、製造業者の良心的な仕事のやり方によつてきまつて出て来る答であるというふうに考へるわけでありまう。そういう場合に、登録を受けない製品であつても、これが非常に良心的に製造された場合においては、それが優良であるという場合も出て来るわけでありまう。そういうことのけじめをつけ

る場合においては、登録したものは必ず優良飼料であるというふうな裏づけをするという点についても、価格のつり上るといふような点に対して、一抹の不安があるというふうには私たちに考えられるわけであつて、そういうところに指導して持つて行くという場合には、時間的にもすみやかに、製造した配合飼料に対しては分析表を表示して市販に出すというところに、一日も早く持つて行くのが妥当ではないかと考えるわけであります。

もう一点お伺いしたいことは、登録されない飼料を取引する場合において、買手の方で、それに対する成分の表示が必要であるというふうな要求が出たという場合においては、そういうことをやらなければならないというふうな配慮があるかないか、お聞きしておきたい。

○長谷川政府委員 登録をしない飼料につきまして、需要者の方から、その成分等について何らかの表示を要求せられるというふうなことがありたいと思いますれば、結局その飼料につきましては、登録をしていただくということになるかと思ひます。

○山本(幸)委員 値上りの問題です。が私は芳賀君と違つた立場からお尋ねしたいのですが、用途によつては配合でなくとも単飼で十分価値のあるものもあると思ひます。こういう制度をとつて行くと、逆に配合の方に手数料だとか証票貼付だとか、いろんな経費がかかつて、その反面単飼の方は売行きが早くてうんと価格が上つて来るという危険性が起るのじやないですか。あなた方はその道の達人で、よくわかりだと思ひますが……。

○長谷川政府委員 これはいろいろ見方によつてあるいは違ふのかとも思ひますが、私たちの考え方から申し上げますと、現在のようない配合飼料でありますれば、その内容であります成分に比較して割高な飼料が売られておるのではないかと。もしこの法律ができれば、成分に即応した価格がでけると、若干製造業者は手数料を納め、あるいは証票を貼付するといふような経費はかかりましても、実質的には消費者はこれによつて安い配合飼料を手に入れることができるというふうなことに私は考へるものであります。また配合飼料と単飼との価格の關係についてのお話でございますが、これも実はむしろ山本委員の方がその方はお詳しいのでございまして、私が申し上げることはどうかと思ひますが、むしろ兩者の間に価格の關連性があることは間違ひないと思ひますけれども、しかし要はそれよりもむしろ飼料全体の需給事情がその価格に反映する方が大きいのではないだろうかといふふうに考へておるものであります。この法律ができておるといふことが直接に原因して、単飼の価格が上るといふふうにはちよつと考へられないと思つておる次第であります。

○山本(幸)委員 関連したことでもう一つ伺ひたい。今お説のように、結局輸入飼料を入れて、普通の調整によつて飼料の安全が認められると思ひますが、そこで今度この制度を実施して行かれますと、検査が行われるわけですが、検査手数料は一体どれほどおとりになるのか。あるいは保証票は有料か無料か、ないしは検査手数料に含ませるのかどうか。さらにもう一つは各府県に委嘱せられるといふことになるのですが、そういう場合に、あなたの方でおとりになる検査手数料ないしは保証票の有料保証の場合には、そういう費用をもつて全部これを償ふだけの予定をなすつておられるかどうか、これだけをお聞きしたい。

○長谷川政府委員 抜取り検査に要する費用は業者から徴収することは考へておりません。ただ登録をいたします場合は、一件について二千元以内の手料を納付することになつております。今のところかりに千件と仮定をいたしますれば二百万円といふことになりまします。ところが先ほど井上委員からお話のありましたように、この法律の施行に要する費用は大体二千万程度を必要とすることになりましますので、収入は二百万円支出は二千万といふことに一応考へておる次第であります。

○山本(幸)委員 最後ですが、どうも先ほど井上さん、金子さんからもちよつとこの点について疑義があつてお尋ねがあつたのであります。来月四月からこれを実施されるわけでありまが、これはおかしいと思ひます。私は、予算的措置はないかもしませんが、あなたのおつしやつたように、登録されることによつて飼料は幾分か上つて来ると思ひます。予備金を使うこともできると思ひますのでありますが、従つて確信を持てるなら、なるべく早い時期にこれを実施することを考へたらどうか。その措置についても考へていただけたらどうか。こういうことを伺つておきます。

れるのかどうか。さらにもう一つは各府県に委嘱せられるといふことになるのですが、そういう場合に、あなたの方でおとりになる検査手数料ないしは保証票の有料保証の場合には、そういう費用をもつて全部これを償ふだけの予定をなすつておられるかどうか、これだけをお聞きしたい。

○長谷川政府委員 抜取り検査に要する費用は業者から徴収することは考へておりません。ただ登録をいたします場合は、一件について二千元以内の手料を納付することになつております。今のところかりに千件と仮定をいたしますれば二百万円といふことになりまします。ところが先ほど井上委員からお話のありましたように、この法律の施行に要する費用は大体二千万程度を必要とすることになりましますので、収入は二百万円支出は二千万といふことに一応考へておる次第であります。

○山本(幸)委員 最後ですが、どうも先ほど井上さん、金子さんからもちよつとこの点について疑義があつてお尋ねがあつたのであります。来月四月からこれを実施されるわけでありまが、これはおかしいと思ひます。私は、予算的措置はないかもしませんが、あなたのおつしやつたように、登録されることによつて飼料は幾分か上つて来ると思ひます。予備金を使うこともできると思ひますのでありますが、従つて確信を持てるなら、なるべく早い時期にこれを実施することを考へたらどうか。その措置についても考へていただけたらどうか。こういうことを伺つておきます。

○長谷川政府委員 定員法との關係は、これを実施いたしますまでに適當な機会に定員法の改正をお諮りいたしたいと思ひます。

○坂田委員 たいだいま青木君より本案に対する修正案が提出されました。これよりその趣旨の説明を求めます。飼料の品質改善に関する法律案に対する修正案

飼料の品質改善に関する法律案の一部を次のように修正する。
附則第一項中「昭和二十九年四月一日とする。」を「公布の日から起算して九月をこえない期間内において、政令で定める。」に改める。

○青木(正)委員 私は本案につきまして附則第一の施行期日について次のような修正動議を提出するものであります。すなわち本案によりますると、「この法律の施行期日は、昭和二十九年四月一日とする。」とありますのを「この法律の施行期日は、公布の日から起算して九月をこえない期間内において、政令で定める。」かように修正したいといふ動議であります。その理由につきましては、原案によりますると、今日から約一年一、二箇月後にこの法律を実施することになつておるのであります。準備のためにやつた期間も一応考へられるかとも存じますが、あまりにも先の問題になりますので、できるだけ早くこの法律を施行し、そうして法律の効果をあげるようにしなければならぬ。かような考へか

ら、おそくとも今年末までにはこの法律を施行するようにせられたい。かような考へでこの修正案を提出した次第であります。何とぞ御賛同をお願いいたします。

○坂田委員 青木君の修正案に御意見はございせんか。

○長谷川政府委員 御意見もなければこれより原案及び修正案を一括して討論に付します。討論がないようでありましますから、討論を省略いたしまして、これより採決いたします。

○坂田委員 賛成の方は起立を願ひます。

○坂田委員 起立総員。よつて修正案は可決されました。

次に、たいだいま可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

○坂田委員 起立総員。よつて本案は修正案の如く修正すべきものと議決いたしました。

なおこの際お諮りいたします。衆議院規則第八十六條の規定による本案に関する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。

○異議なしと稱する者あり
本日これにて散會いたします。次會は公報をもつて御通知いたします。午後零時四十二分散會

○坂田委員 起立総員。よつて本案は修正案の如く修正すべきものと議決いたしました。

○坂田委員 起立総員。よつて修正案は可決されました。

次に、たいだいま可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

○坂田委員 起立総員。よつて本案は修正案の如く修正すべきものと議決いたしました。

なおこの際お諮りいたします。衆議院規則第八十六條の規定による本案に関する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。

○異議なしと稱する者あり
本日これにて散會いたします。次會は公報をもつて御通知いたします。午後零時四十二分散會

○坂田委員 起立総員。よつて修正案は可決されました。

次に、たいだいま可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

○坂田委員 起立総員。よつて本案は修正案の如く修正すべきものと議決いたしました。

なおこの際お諮りいたします。衆議院規則第八十六條の規定による本案に関する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。

○異議なしと稱する者あり
本日これにて散會いたします。次會は公報をもつて御通知いたします。午後零時四十二分散會